

「（仮称）栄一丁目御園座共同ビル計画」
建設事業に係る環境影響評価準備書

（大規模建築物の建築）

平成25年9月

株 式 会 社 御 園 座
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社

は　　じ　　め　　に

本環境影響評価準備書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、環境影響評価方法書に対する市長の意見等を考慮して選定した項目並びに調査、予測及び評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果をとりまとめたものである。

目 次

	頁
第 1 部 環境影響評価に係る事項	
第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称	1
1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
1-2 対象事業の名称及び種類	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	2
2-1 対象事業の目的	2
2-2 事業予定地の位置及び事業規模	2
2-3 事業計画の概要	4
2-4 工事計画の概要	15
第 3 章 事前配慮の内容	19
3-1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮	19
3-2 建設作業時を想定した配慮	19
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	22
第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況	24
4-1 社会的状況	28
4-2 自然的状況	55
第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目	71
5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	71
5-2 影響を受ける環境要素の抽出	71

第2部 環境影響評価

第1章 大気質	77
1-1 解体工事による粉じん	77
1-1-1 概 要	77
1-1-2 調 査	77
1-1-3 予 測	78
1-1-4 環境保全措置	81
1-1-5 評 価	81
1-2 建設機械の稼働による大気汚染	82
1-2-1 概 要	82
1-2-2 調 査	82
1-2-3 予 測	85
1-2-4 環境保全措置	95
1-2-5 評 価	96
1-3 工事関係車両の走行による大気汚染	97
1-3-1 概 要	97
1-3-2 調 査	97
1-3-3 予 測	100
1-3-4 環境保全措置	114
1-3-5 評 価	114
第2章 騒 音	115
2-1 建設機械の稼働による騒音	115
2-1-1 概 要	115
2-1-2 調 査	115
2-1-3 予 測	118
2-1-4 環境保全措置	127
2-1-5 評 価	128
2-2 工事関係車両の走行による騒音	129
2-2-1 概 要	129
2-2-2 調 査	129
2-2-3 予 測	132
2-2-4 環境保全措置	140
2-2-5 評 価	140

第3章 振 動	141
3-1 建設機械の稼働による振動	141
3-1-1 概 要	141
3-1-2 調 査	141
3-1-3 予 測	142
3-1-4 環境保全措置	150
3-1-5 評 価	150
3-2 工事関係車両の走行による振動	151
3-2-1 概 要	151
3-2-2 調 査	151
3-2-3 予 測	154
3-2-4 環境保全措置	159
3-2-5 評 価	159
第4章 地 盤	161
4-1 概 要	161
4-2 調 査	161
4-3 予 測	172
4-4 環境保全措置	178
4-5 評 価	178
第5章 景 観	179
5-1 概 要	179
5-2 調 査	179
5-3 予 測	183
5-4 環境保全措置	200
5-5 評 価	200
第6章 廃棄物等	201
6-1 工事中	201
6-1-1 概 要	201
6-1-2 予 測	201
6-1-3 環境保全措置	204
6-1-4 評 価	204

6-2 供用時	205
6-2-1 概 要	205
6-2-2 予 測	205
6-2-3 環境保全措置	207
6-2-4 評 価	207
 第7章 温室効果ガス等	 209
7-1 工事中の温室効果ガス	209
7-1-1 概 要	209
7-1-2 予 測	209
7-1-3 環境保全措置	211
7-1-4 評 価	212
7-2 存在・供用時の温室効果ガス	213
7-2-1 概 要	213
7-2-2 予 測	213
7-2-3 環境保全措置	216
7-2-4 評 価	216
7-3 オゾン層破壊物質	217
7-3-1 概 要	217
7-3-2 調 査	217
7-3-3 予 測	217
7-3-4 評 価	218
 第8章 風 害	 219
8-1 概 要	219
8-2 調 査	219
8-3 予 測	222
8-4 環境保全措置	231
8-5 評 価	231

第9章	日照阻害	233
9-1	概 要	233
9-2	調 査	233
9-3	予 測	234
9-4	評 価	241
第10章	電波障害	243
10-1	概 要	243
10-2	調 査	243
10-3	予 測	259
10-4	環境保全措置	265
10-5	評 価	265
第11章	安全性	267
11-1	工事中	267
11-1-1	概 要	267
11-1-2	調 査	267
11-1-3	予 測	282
11-1-4	環境保全措置	294
11-1-5	評 価	294
11-2	供用時	295
11-2-1	概 要	295
11-2-2	調 査	295
11-2-3	予 測	295
11-2-4	環境保全措置	312
11-2-5	評 価	312
第12章	緑地等	313
12-1	概 要	313
12-2	調 査	313
12-3	予 測	315
12-4	環境保全措置	319
12-5	評 価	319

第3部 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

第1章 総合評価	321
第2章 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	321
第4部 事後調査に関する事項	347
第5部 環境影響評価手続きに関する事項	
第1章 環境影響評価の手順	353
第2章 環境影響評価準備書作成までの経緯	355
第3章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解	356
3-1 市民等の意見の概要に対する事業者の見解	356
3-2 市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解	380
第6部 環境影響評価業務委託先	387
【用語解説】	389

< 略 称 >

以下に示す条例名及び名称については、略称を用いた。

また、事業予定地周辺の主な道路の名称は、次ページに示すとおりとした。

条 例 名 及 び 名 称	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成15年愛知県条例第7号)	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」 (平成15年名古屋市条例第15号)	「名古屋市環境保全条例」
環境影響評価方法書	方法書
環境影響評価準備書	準備書
環境の保全のための措置	環境保全措置
名古屋市高速度鉄道	地下鉄
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

【道 路 名】



□ : 事業予定地



0 75 150m
1/7,500

注) 主な道路は青字の名称とし、既存資料による場合には () 内の名称を用いた。

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び 対象事業の名称	1
第 2 章	対象事業の目的及び内容	2
第 3 章	事前配慮の内容	19
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	24
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	71

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 株式会社御園座

〔代 表 者〕 代表取締役社長 長谷川栄胤

〔所 在 地〕 名古屋市中区栄一丁目 6 番 14 号

〔事業者名〕 積水ハウス株式会社

〔代 表 者〕 代表取締役 阿部俊則

〔所 在 地〕 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号 梅田スカイビル タワーイースト

1-2 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」 建設事業

〔種 類〕 大規模建築物の建築

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

事業予定地は、地下鉄伏見駅南西に位置し、現在、歌舞伎劇場「御園座」及びコインパーキング等が存在しており、名古屋の芸術の殿堂としての役割を果たしている。

現在の御園座会館は昭和38年8月に完成し、名古屋市民をはじめ、愛知県内や中部北陸地区の各県から訪れる多くの方々に親しまれてきた。しかしながら、50年近くの経年による各種設備の老朽化や、時代のニーズに応じた演目の上演に不可欠な劇場機能の不足等の問題が生じ、集客力が低下していることから、この事態を改善し、時代の要請に沿ったより良い劇場を再建し、集客することによって周辺地域を活性化し、にぎわいのあるまちを再生することが求められている。

本事業は、現在の御園座会館を解体し、一部周辺敷地も含め、新たな機能を備えた劇場に生まれ変わり、上層階には高品質な共同住宅を併設することで、都心居住のニーズにこたえる施設とする。これを実現することによって、周辺人口を増やし、かつてのにぎわいある伏見地区を再生することを目的とする。

2-2 事業予定地の位置及び事業規模

(1) 事業予定地の位置

名古屋市中区栄一丁目605番1,2 他（図1-2-1参照）

(2) 事業規模

〔高さ〕 約150m

〔延べ面積〕 約58,000m²

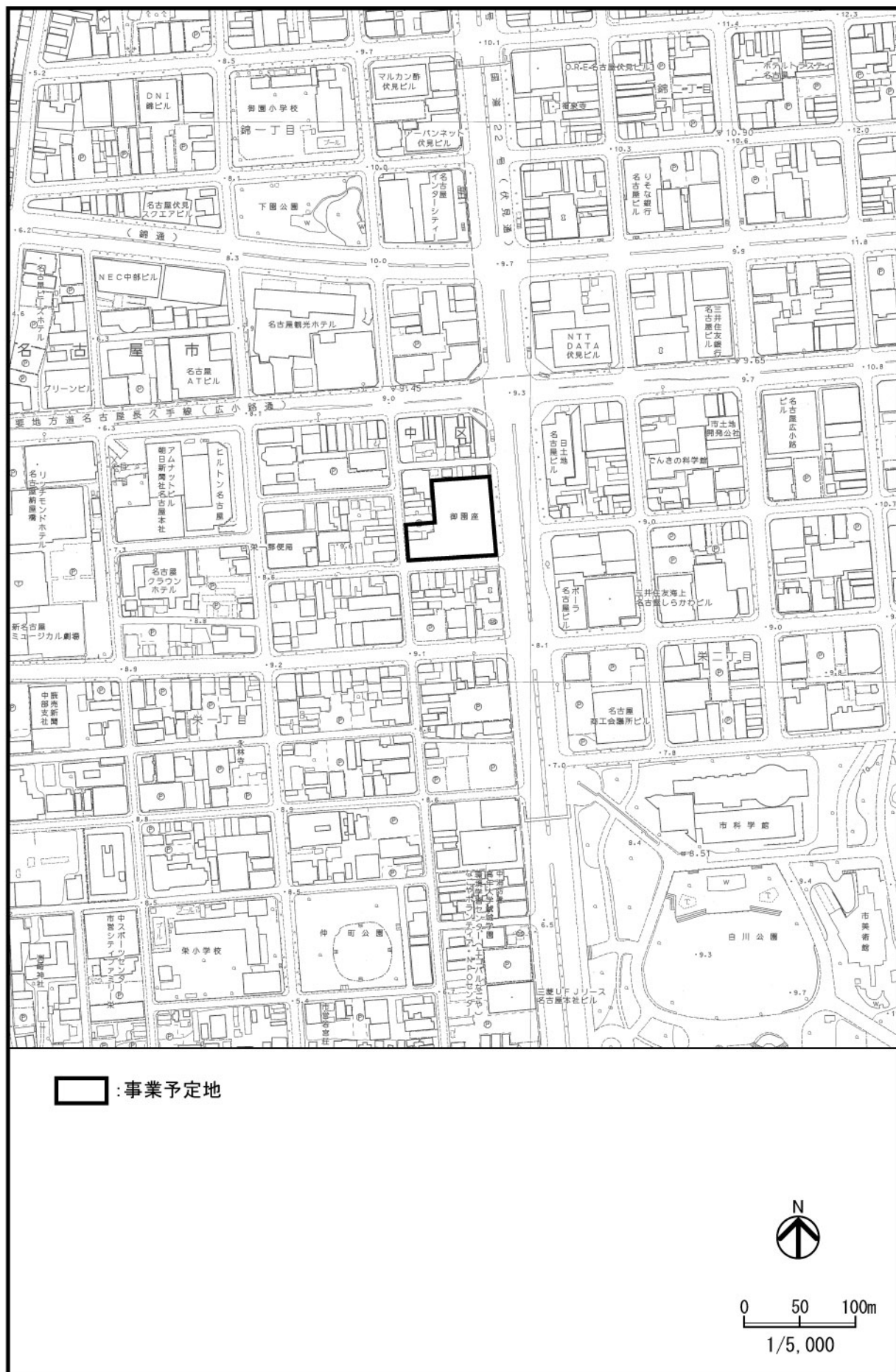


図 1-2-1 事業予定地の位置

2-3 事業計画の概要

(1) 基本方針

施設計画にあたっては、以下に示す基本方針により、伏見地区の魅力ある施設の再生を目指す。

- ・道路に接する敷地周辺には、歩行者のための空地を確保し、緑を配した憩いのある都市環境とする。
- ・施設内には、劇場・店舗等の集客施設を配し、伏見地区のにぎわい創出のために貢献する施設とする。
- ・名古屋市の上位計画に則して、既成市街地に快適な低炭素「住」生活の永住型都市住宅を提供することにより、駅そば生活人口の増加を図る。

(2) 建築概要

建築計画の概要は、表 1-2-1 に示すとおりである。(本事業に係る方法書から変更した箇所については、欄外参照)

表 1-2-1 建築計画の概要

項 目	内 容	
地 域 ・ 地 区	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区	
主 要 用 途	劇場、店舗、共同住宅、駐車場	
階 数 ・ 高 さ	地上 41 階、地下 1 階、塔屋 2 階・高さ約 150m	
基 礎 底	G.L. 約－11m	
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	
事業予定地の区域面積	約 5,000m ²	
延 べ 面 積	約 58,000m ²	
駐 車 台 数	約 300 台（劇場・店舗：約 50 台、共同住宅：約 250 台）	
日 最 大 利 用 者 数	平 日	約 5,100 人
	休 日	約 5,100 人
主要なアクセス手段	歩行者：地下鉄東山線及び鶴舞線「伏見駅」より徒歩約 1 分 自動車：伏見通	
完 成 イ メ ー ジ 図	図 1-2-2 のとおり	
配 置 図	図 1-2-3 のとおり	
断 面 図	図 1-2-4 のとおり	
平 面 図	図 1-2-5 のとおり	
供用開始予定時期	平成 29 年度	

*事業計画の進捗により、本事業に係る方法書から変更した箇所は、以下のとおりである。

項 目	方 法 書	準 備 書
階数・高さ	地上 45 階、地下 2 階、高さ約 170m	地上 41 階、地下 1 階、高さ約 150m
延べ面積	約 60,000m ²	約 58,000m ²
駐車台数	約 400 台	約 300 台
日最大	平 日	約 5,100 人
利用者数	休 日	約 5,100 人
供用開始予定時期	平成 30 年度	平成 29 年度



図 1-2-2 新建築物の完成イメージ図

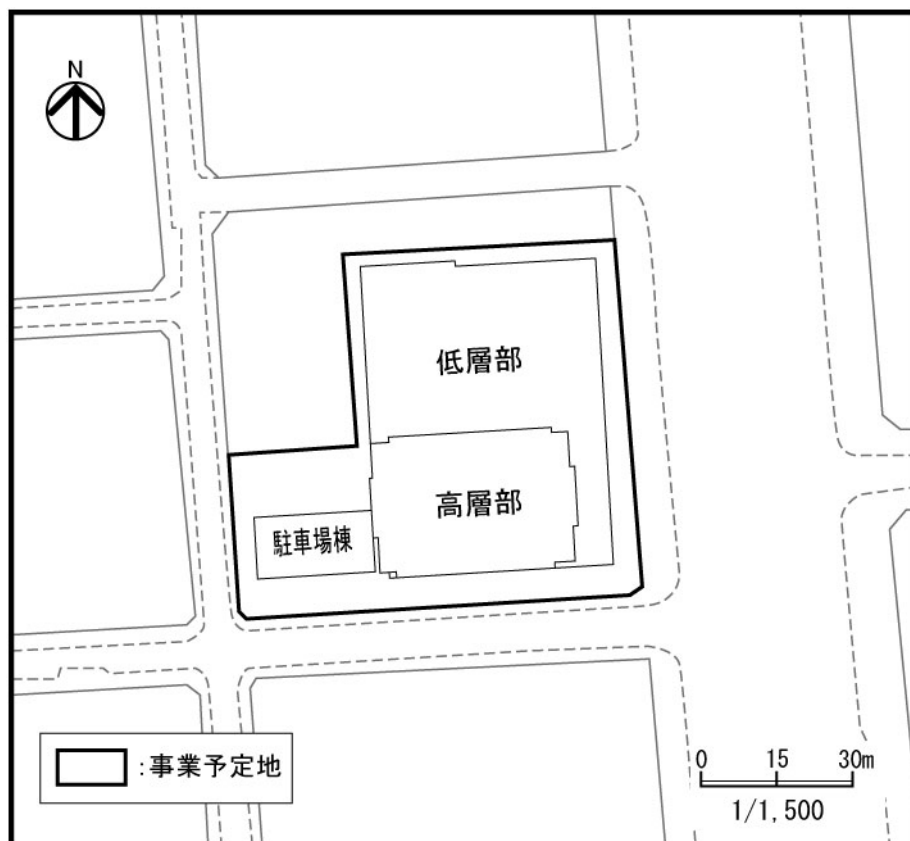


図 1-2-3 配置図

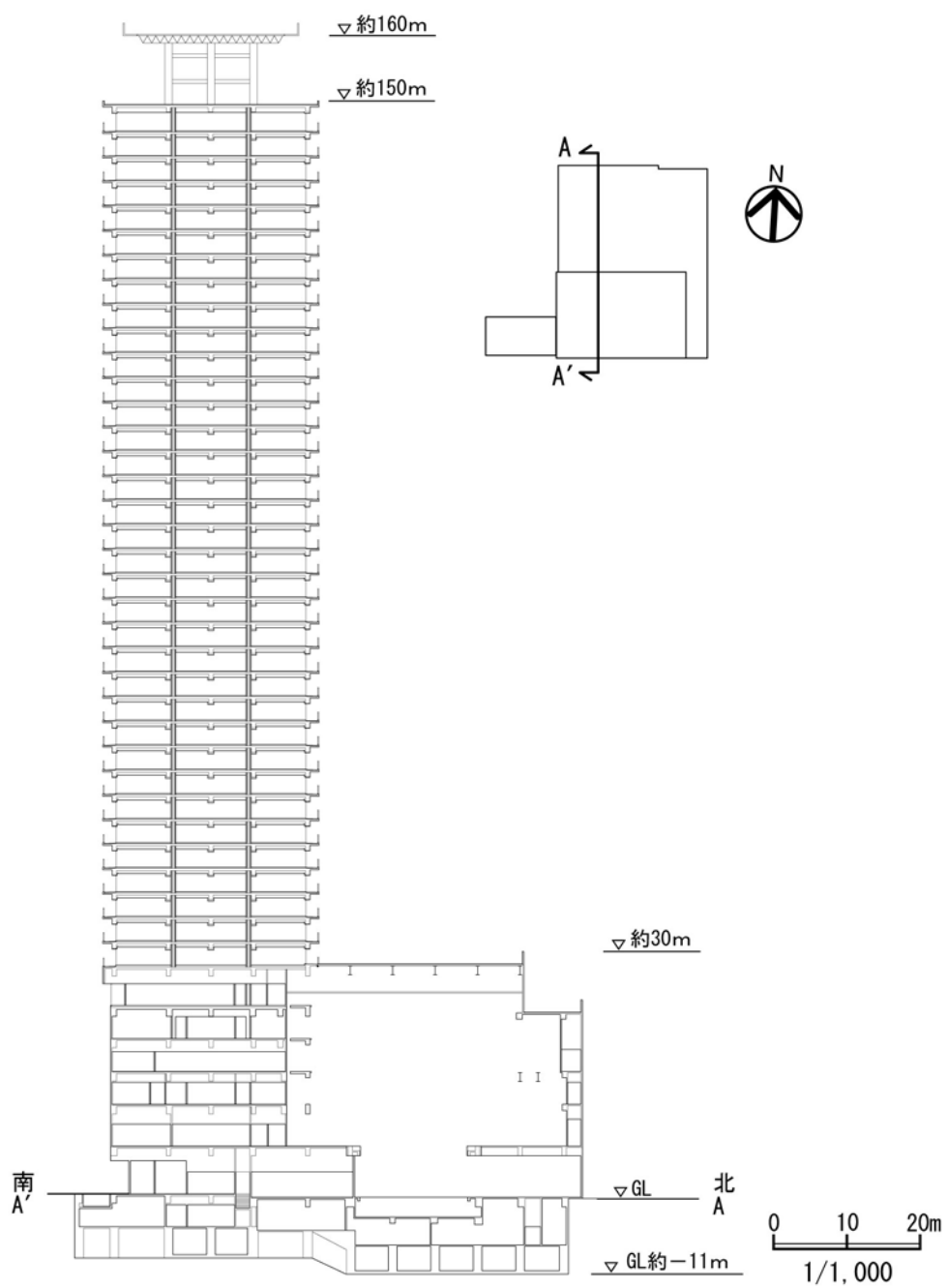
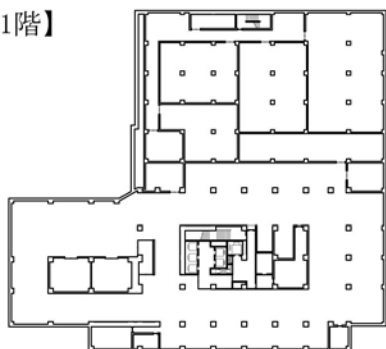
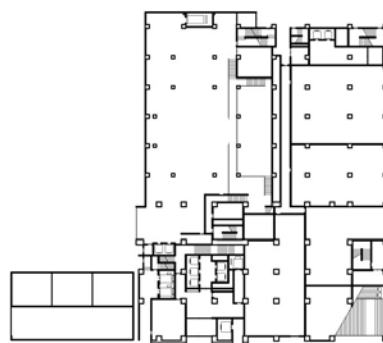


图 1-2-4 南北断面图

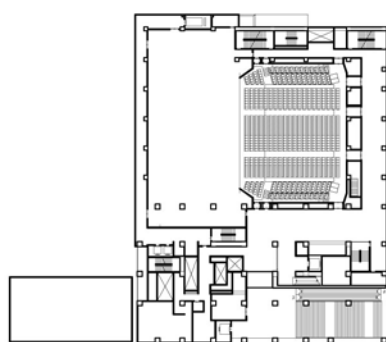
【地下1階】



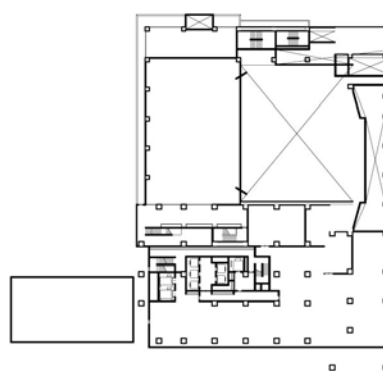
【1階】



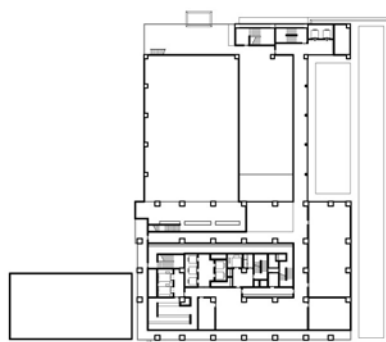
【2階】



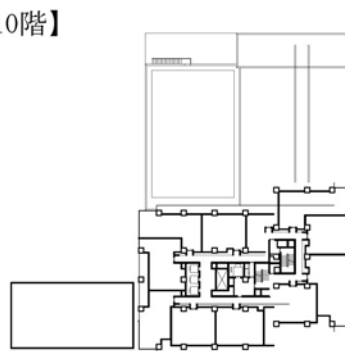
【5階】



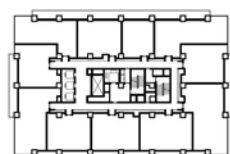
【6階】



【7～10階】



【11～29階】



【30～41階】

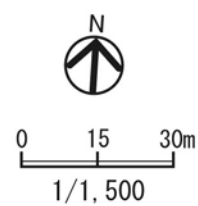
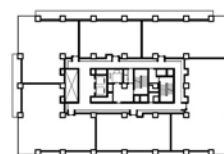


図 1-2-5 平面図

(3) 緑化計画

緑化計画は、図 1-2-6 に示すとおりである。

事業予定地東側及び南側の地上部には、中高木や低木、地被類を植栽する計画である。
また、低層部の屋上には、地被類を植栽する計画である。

事業予定地北側及び南側には、保水性舗装を設ける計画である。

植栽予定の主な樹種等は、表 1-2-2 に示すとおりである。

表 1-2-2 植栽予定の主な樹種等

区 分	緑地等	形態及び樹種等
緑 地	地上緑化	中高木：ハナミズキ、シラカシ 低 木：アベリア、サツキ等 地被類：ヘデラ、タマリユウ、フィリヤブラン、シャガ等
	屋上緑化	地被類：セダム類
その他	保水性舗装	—



図 1-2-6 緑化計画図

(4) 発生集中交通量及び動線計画

発生集中交通量

ア 施設利用交通量

新建築物供用時における施設利用の発生集中交通量は、「大規模開発地区関連交通計画マニユアル 改訂版」（国土交通省，平成 19 年）及び現況施設における調査をもとに算出した。（発生集中交通量の算出の詳細は、資料 1－1（資料編 p.1）参照）

自動車及び二輪車の発生集中交通量は表 1-2-3 に、歩行者及び自転車は表 1-2-4 に示すとおりである。

自動車については、平日約 490 台 TE^{注)}/日、休日約 370 台 TE/日、二輪車については、平日及び休日ともに約 130 台 TE/日、歩行者については、平日約 8,100 人 TE/日、休日約 8,200 人 TE/日、自転車については、平日及び休日ともに約 1,200 台 TE/日と推計した。

表 1-2-3 自動車及び二輪車の発生集中交通量

単位：台 TE/日

用途区分	自動車		二輪車	
	平日	休日	平日	休日
劇場	48	39	43	43
店舗	40	27	0	0
共同住宅	406	299	85	85
合計	494	365	128	128

表 1-2-4 歩行者及び自転車の発生集中交通量

区 分		歩 行 者（人 TE/日）				自転車（台 TE/日）	
		鉄 道	バ ス	徒 歩	合 計		合 計
平 日	劇場	3,396	137	1,394	8,127	355	1,172
	店舗	351	0	1,512		568	
	共同住宅	283	55	999		249	
休 日	劇場	3,395	137	1,393	8,237	355	1,206
	店舗	372	0	1,603		602	
	共同住宅	283	55	999		249	

イ 劇場資材運搬車両及び荷捌き車両台数

劇場資材運搬車両台数及び荷捌き車両台数は、事業計画や現況施設における調査結果をもとに、それぞれ 8 台 TE/日、10 台 TE/日とした。

注) TE とは、トリップエンド（発生集中交通量）をいう。

動線計画

新建築物に出入りする人及び車両の主要動線は、図 1-2-7 に示すとおりである。

ア 人及び自転車の動線計画

新建築物の主な歩行者動線の出入口は、地上において、建物の東側に 3 箇所及び南側に 2 箇所設ける計画である。また、自転車動線の出入口は、地上において、建物の東側に 1 箇所及び南側に 1 箇所設ける計画である。

イ 自動車及び二輪車の動線計画

自動車は、地上及び地下それぞれ 1 箇所ずつに設けられた駐車場（約 300 台）を利用する計画である。また、共同住宅用の二輪車置き場を、地下 1 箇所に設ける計画である。自動車及び二輪車ともに、出入りは御園通から行う計画である。

自動車の走行ルートは、図 1-2-8 に示すとおりである。

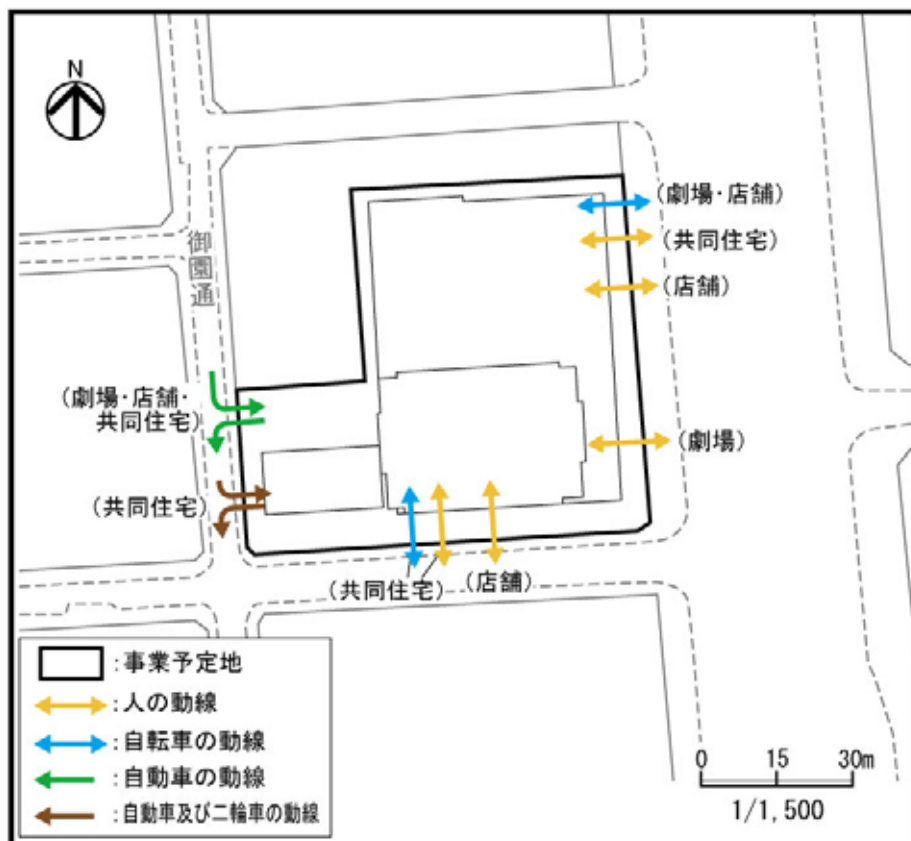


図 1-2-7 人及び車両の主要動線

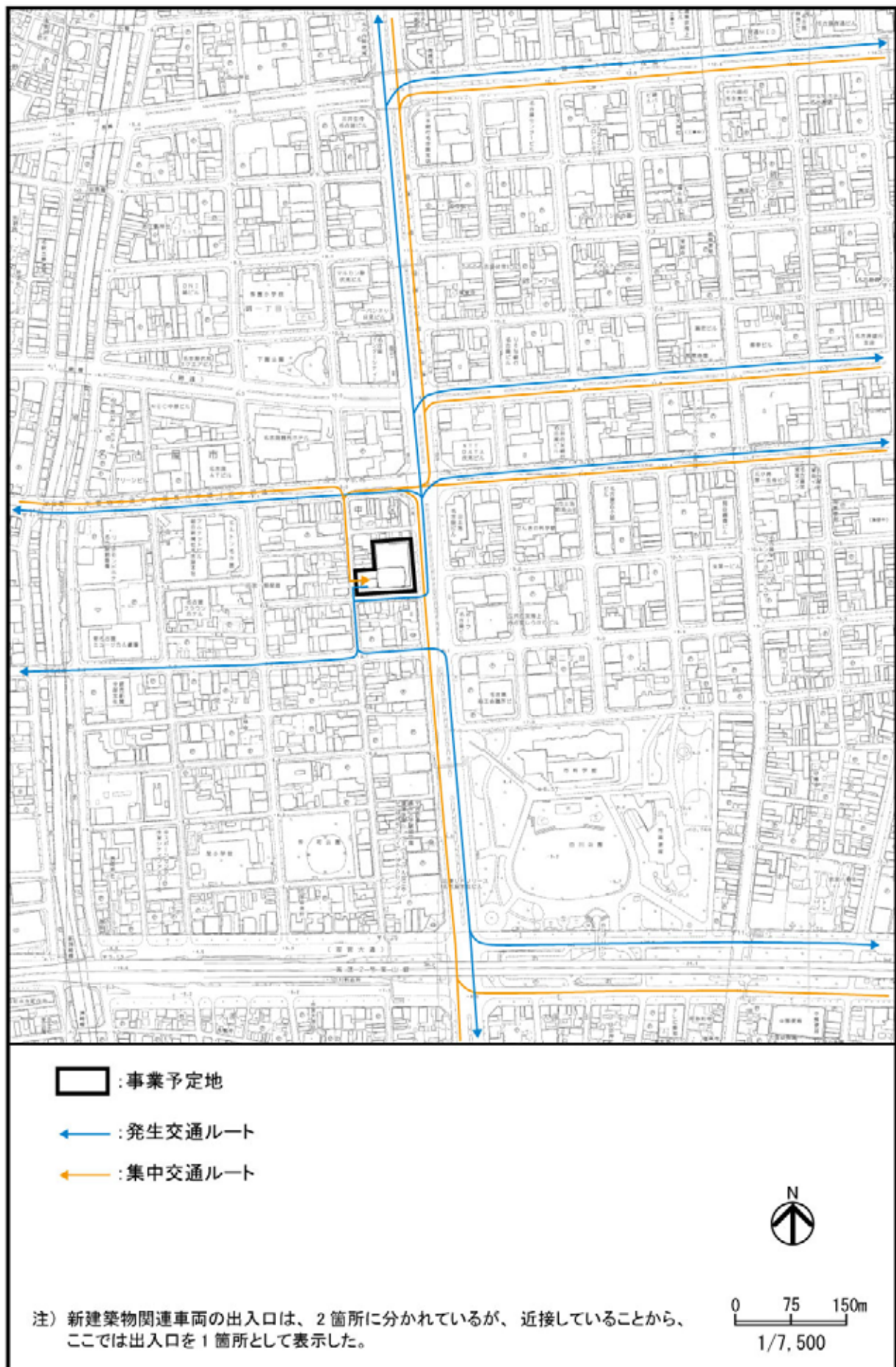


図 1-2-8 供用時における自動車の走行ルート

(5) 電気、ガス設備計画等

電力供給については、中部電力株式会社より高圧電力を新建築物内に設置する電気室の受変電設備まで引込む計画である。

ガス供給については、東邦ガス株式会社の既設ガス管から新設するガス管で事業予定地内に引き込む計画である。

また、劇場で使用する設備として、冷温水発生機を設置する計画である。

(6) 給排水計画

給水は、名古屋市上水道から供給を受け、新設する給水管を経て上水を引込み、劇場と共同住宅部分は、それぞれ一旦受水槽に貯水した後に加圧方式で供給し、店舗部分は、本管直圧方式により供給する計画である。

排水は、汚水と雨水排水を公共下水道へ放流する計画である。雨水に関しては、公共下水道に過度の負担がかからないようにするため、雨水貯留槽を設置し、放流量の調整を行う計画である。

2-4 工事計画の概要

(1) 工事予定期間

平成 26 年夏～平成 29 年秋^{注)}

(2) 工程計画

工事工程表は、表 1-2-5 に示すとおりである。

表 1-2-5 工事工程表

工 種 \ 延べ月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
準 備 工 事																				
地 上 解 体 工 事																				
山 留 工 事																				
杭 工 事																				
地下解体・掘削工事																				
地 下 軀 体 工 事																				
地 上 軀 体 工 事																				
設 備 ・ 仕 上 工 事																				
外 構 工 事																				

工 種 \ 延べ月数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
準 備 工 事																				
地 上 解 体 工 事																				
山 留 工 事																				
杭 工 事																				
地下解体・掘削工事																				
地 下 軀 体 工 事																				
地 上 軀 体 工 事																				
設 備 ・ 仕 上 工 事																				
外 構 工 事																				

注) 工事計画の進捗により、本事業に係る方法書から変更した。

(3) 建設機械及び工事関係車両

建設機械

主な建設機械の月別稼働台数は、図 1-2-9 に示すとおりであり、稼働台数が最大となる時期は、工事着工後 11 ヶ月目である。また、建設機械の稼働による大気質への影響及び各工事内容における騒音並びに振動の影響が最大となる時期は、表 1-2-6 に示すとおりである。（資料 1－2（資料編 p.20）参照）

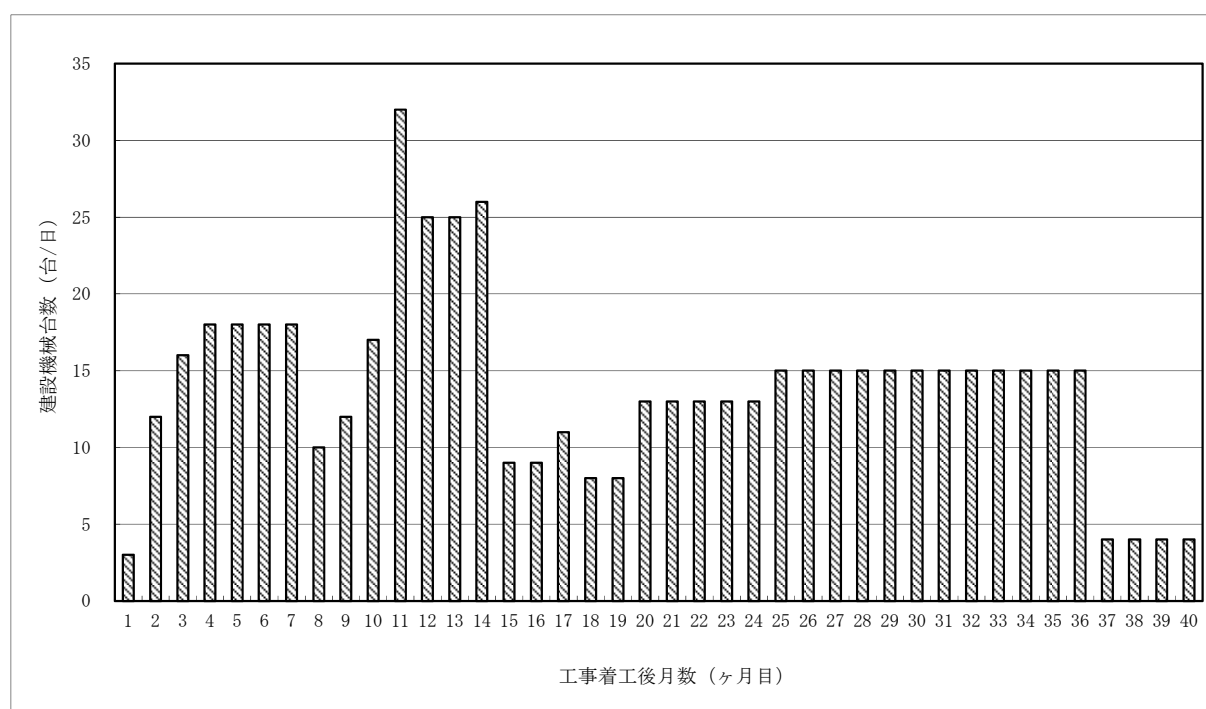


図 1-2-9 建設機械の稼働台数

表 1-2-6 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

環境要素	工事内容	最大となる時期
大 気 質	地上解体・山留・杭・地下解体・掘削・地下躯体工事	工事着工後 6～17 ヶ月目
騒 音	地上解体工事	〃 6 ヶ月目
	山留工事	〃 10 ヶ月目
	杭・地下解体・掘削工事	〃 11 ヶ月目
	地下躯体工事	〃 17 ヶ月目
	地上躯体工事	〃 28 ヶ月目
振 動	地上解体工事	〃 6 ヶ月目
	山留工事	〃 10 ヶ月目
	杭・地下解体・掘削工事	〃 11 ヶ月目
	地下躯体工事	〃 19 ヶ月目
	地上躯体工事	〃 28 ヶ月目

注)「最大となる時期」について、大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大となる期間を、騒音及び振動は、各工種の施工期間中における合成騒音レベル、合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示す。

工事関係車両

工事関係車両の月別走行台数は、図 1-2-10 に示すとおりであり、走行台数が最大となる時期は、工事着工後 11 ヶ月目である。また、工事関係車両の走行による大気質、騒音、振動及び安全性の影響が最大となる時期も、工事着工後 11 ヶ月目である。（資料 1－3（資料編 p. 23）参照）

工事関係車両の走行ルートは、図 1-2-11 に示すとおりである。事業予定地内への工事関係車両の出入りは、事業予定地東側、南側及び西側から行う計画である。

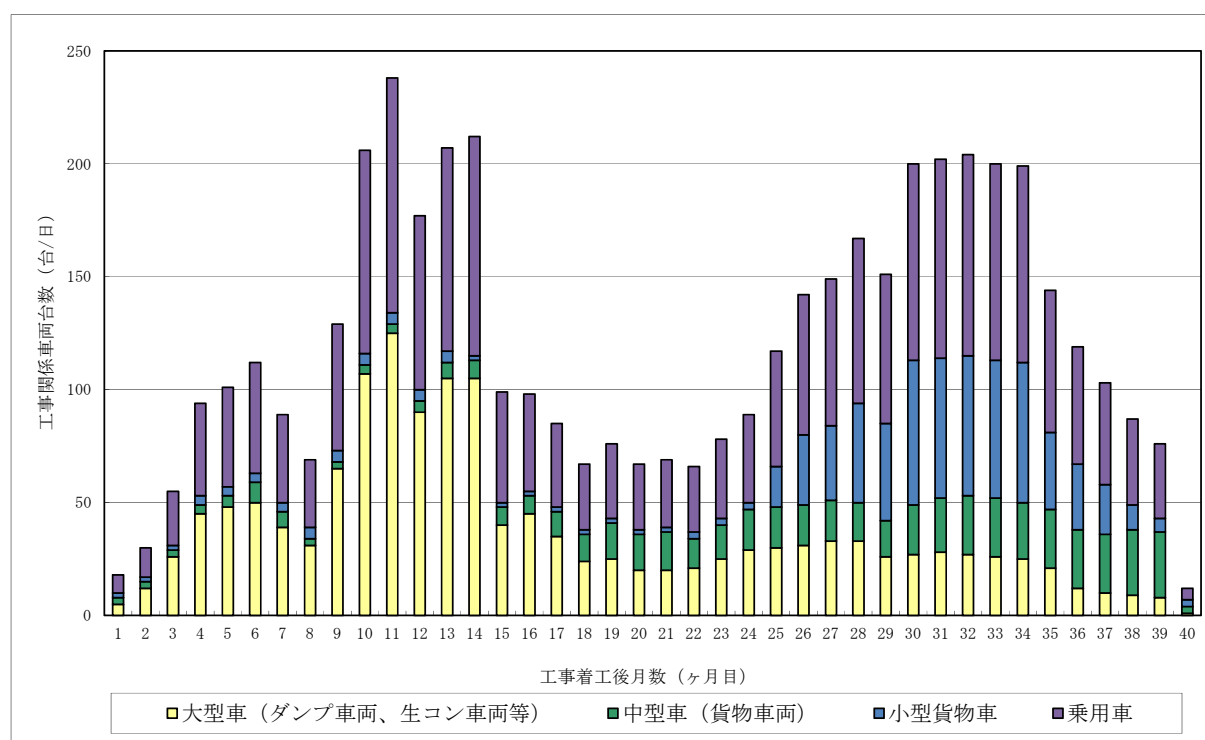


図 1-2-10 工事関係車両の走行台数

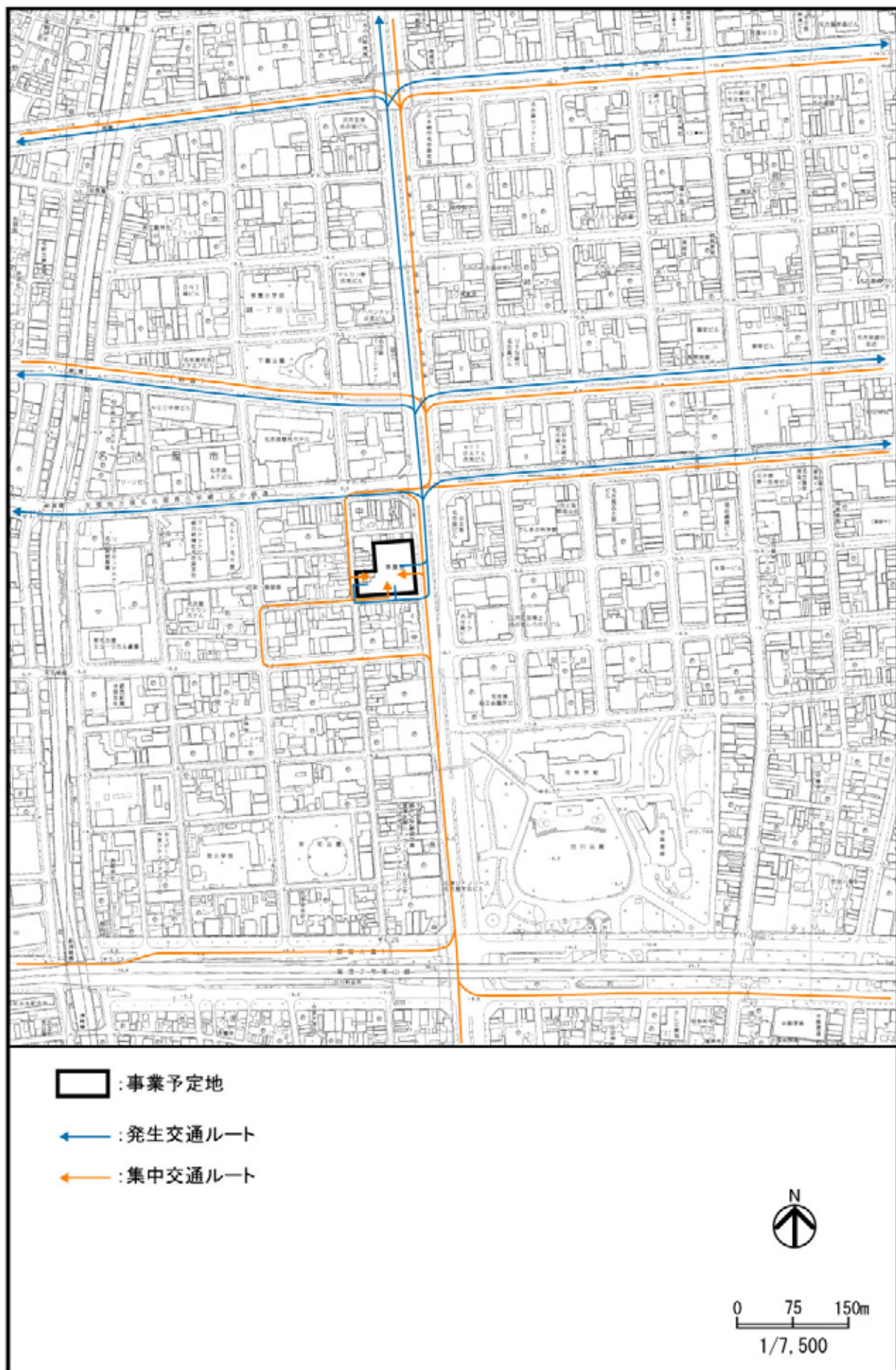


図 1-2-11 工事関係車両の走行ルート

第3章 事前配慮の内容

「事前配慮指針」（平成11年名古屋市告示第126号）をもとに、事業計画を策定するにあたり、環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮

- ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した都市景観を形成する。
- ・ ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。
- ・ 交通至便な地であることを考慮し、駅等の公共交通機関から新建築物への適切なアクセスが確保できる配置とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地 盤	地盤の改変による影響の防止	・ 地下工事において、止水性、曲げ剛性の高い山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。 ・ 現況施設の解体及び新建築物の建設における工事過程において、荷重の変動を極力抑えるよう配慮することにより、地盤の変形を抑制する。 ・ 地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・ 仮囲いを設置する。 ・ 地上解体工事時には、現況施設の外周に防音パネルを設置するとともに、粉じん対策として散水を行う。 ・ 建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械を積極的に採用する。 ・ 地下工事については、現況施設地下構造物解体、掘削、新建築物地下躯体工事における騒音の低減に努める。 ・ 地上工事については、鉄骨建方後、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。 ・ 特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・ 短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・ 特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルート分散化を図る。 ・ 工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・ 運搬車両のアイドリングについて、作業時以外は停止するよう指導を行う。

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。 ・事業予定地内への工事関係車両の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮して、出入口の設置、運用管理を行う。 ・事業予定地出入口において、工事関係車両が通過する際には、誘導員を配置する。 ・工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・事業予定地周辺における各小・中学校の指定通学路に配慮する。
	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。 ・工事関係車両の運転者には走行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。
環境負荷の低減	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、再資源化、減量化に努める。 ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨については、再生資源としてリサイクルに努める。 ・必要に応じてSMW工法等を採用することにより、掘削土の搬出処分量の低減に努める。 ・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化、パッケージ化の推進により、梱包材の発生の削減に努める。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設廃棄物処理マニュアル—建設廃棄物処理ガイドライン改訂版—」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底する。 ・事前に吹付けアスベストの使用の有無を調査し、使用している場合には、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」（環境省，平成 19 年）に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省，平成 19 年）に従い、適切に行う。 ・現況施設内で管理されている PCB は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）に基づき、適切に処理を行う。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・新建築物の建設材料を製造する際、二酸化炭素の排出量が少ないものを使用するよう努める。 ・型枠木材は、転用計画を立てるとともに、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊金網、樹脂製型枠等の使用に努め、木材使用量を減らすことにより、二酸化炭素の低減に努める。 ・現況施設の解体に伴い生じるフロン類については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき適切に処理する。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・廃棄物等の一時的な保管場所として、隔離された場所に保管スペースを設ける。 ・臭気を発生させるごみ置き場や厨房等の排気系統には、必要に応じて脱臭装置を設けることにより、建物外部への臭気漏洩防止に努める。
	日照障害・風害	日照障害、風害の防止	・日照障害については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成11年名古屋市条例第40号）に規定される教育施設に配慮する。 ・事業予定地内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	・雨水の一時貯留施設の設置や保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・新建築物については、東海・東南海地震を想定した構造計画とする。
		交通安全の確保	・事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。 ・新建築物の利用者出入口は、事業予定地内に配する空地と合わせて事業予定地東側及び南側に設け、自動車出入口は西側のみに限定することにより、歩行者と自動車との出入口を離す。^{*)}
快適環境の保全と創造	景観	景観の調和	・新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感を緩和するように配慮する。 ・ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。
	緑地等	施設の緑化	・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 ・屋上緑化に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・適切な車両動線の確保に努める。
		公共交通機関の利用促進	・劇場及び店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。

*) 本事業に係る方法書に対する名古屋市環境影響評価審査会からの指摘を踏まえ、方法書に記載した内容を適切な表現に修正した。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成4年名古屋市条例第46号）を遵守する。 ・事業系廃棄物については、資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収に努めることにより、廃棄物の減量化及びリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守し、事業系廃棄物については、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。なお、家庭系廃棄物については、名古屋市が運搬、処理を行う。 ・一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう検討するとともに、厨芥ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	・「建築物環境配慮指針」（平成15年名古屋市告示第557号）に基づき、①エネルギー使用の合理化、②資源の適正な利用、③敷地外環境の保全に努める。 ・搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。 ・雨水一時貯留槽の雨水利用を検討し、上水の節約に努める。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・自然採光の利用促進に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	・「地球温暖化対策指針」（平成16年名古屋市告示第11号）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 ・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 ・屋上緑化に努める。

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 1-4-1 に示すとおり、名古屋市中区に位置しており、現在、御園座会館や車庫等がある。

事業予定地周辺は、地下鉄及びバス路線が整備され、商業、業務施設のほか、名古屋市科学館や白川公園があるなど、市民やビジネスマンなど多くの人々が利用する地域である。

また、この地域には、日土地名古屋ビルや NTTDATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。

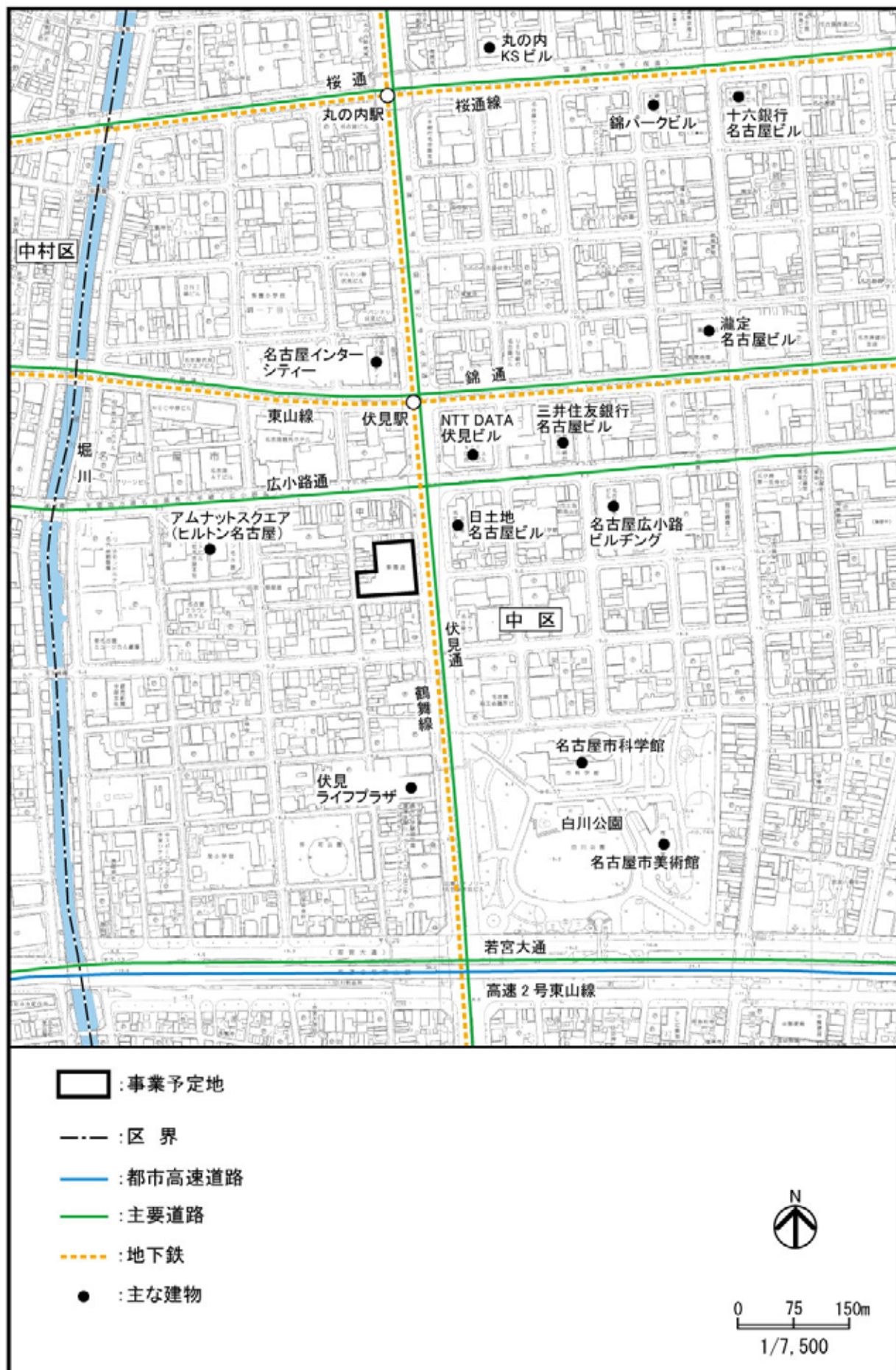


図 1-4-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 1-4-1 及び図 1-4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 1-4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中 区	栄学区の一部、御園学区の一部、 名城学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、区のデータしか得られないものについては中区について行った。

資料の収集は、平成 25 年 6 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。



図 1-4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 22 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 1-4-2 に、調査対象区域を含む学区（以下、「調査対象学区」という。）の平成 17 年 10 月 1 日現在における昼夜間人口は表 1-4-3 に、平成 22 年 10 月 1 日現在における年齢別人口構成比は図 1-4-3 に示すとおりである。

人口については、名古屋市及び調査対象区域ともに増加傾向を示している。学区別でも、全学区ともに増加傾向を示している。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、調査対象区域は少ない。学区別でも、全学区ともに少なくなっている。

調査対象学区の昼夜間人口比率は約 164% であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ、全学区で 0～14 歳の人口比率は低くなっている。また、65 歳以上の比率は御園学区はほぼ同じであるが、栄学区及び名城学区は低くなっている。

出典)「平成 22 年国勢調査 名古屋の町（大字）・丁目別人口」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年 学区別昼間（従業地）人口（推計値）」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年国勢調査 名古屋の学区別人口」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-2 人口及び世帯数

区 分		人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成17年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市		2,263,894	1,021,227	2.22	2,215,062	2.2
中 区	栄学区	4,663	3,262	1.43	3,841	21.4
	御園学区	1,023	726	1.41	737	38.8
	名城学区	105	59	1.78	77	36.4
調査対象区域		5,791	4,047	1.43	4,655	24.4

注)1: 人口及び世帯数は平成22年10月1日現在

2: 増加率(%)=((A-B)/B)×100

表 1-4-3 昼夜間人口

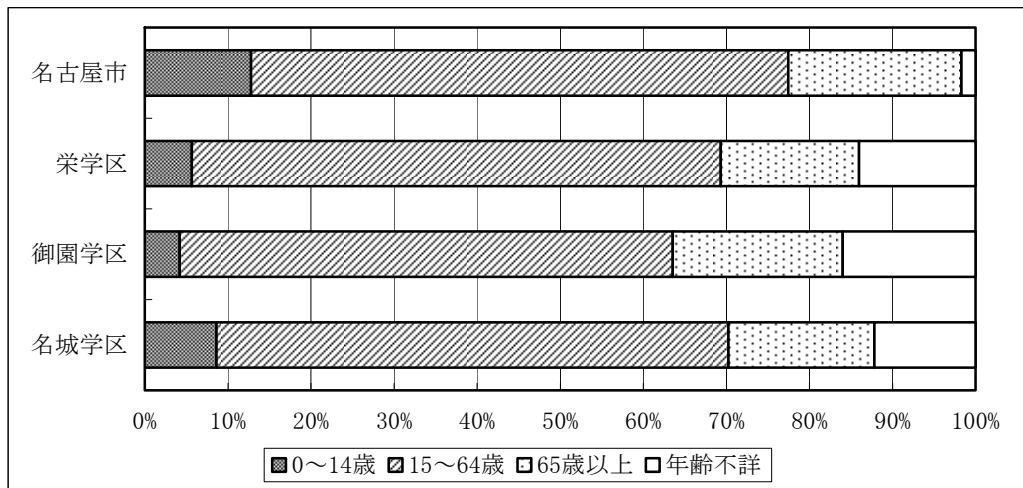
区 分		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市		2,516,196	2,193,973	114.7
中 区	栄学区	9,155	5,612	163.1
	御園学区	3,243	1,968	164.8
	名城学区	6,578	3,964	165.9
調査対象学区		18,976	11,544	164.4

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

4:調査対象学区の数値は、各学区全体の数値である。



注)1:平成22年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 1-4-3 年齢別人口構成比

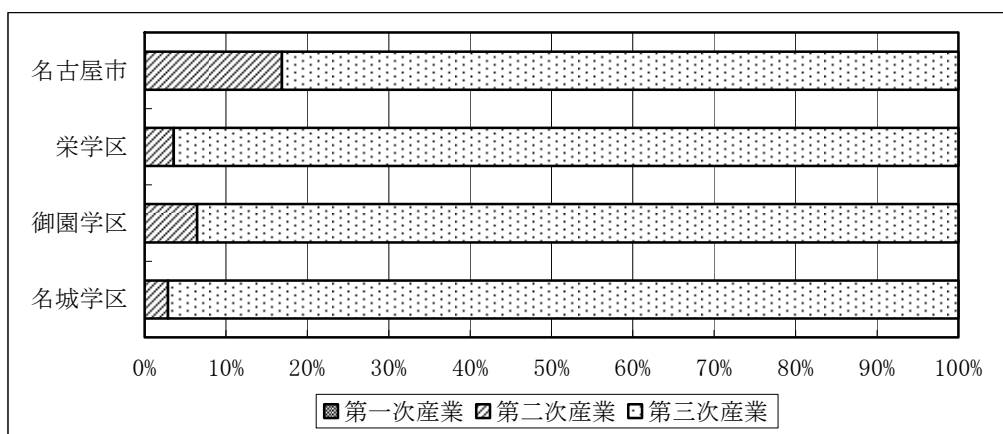
産 業

名古屋市及び調査対象学区の平成 18 年における産業別事業所数並びに従業者数は、図 1-4-4 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、調査対象学区は、名古屋市よりも高い割合となっている。

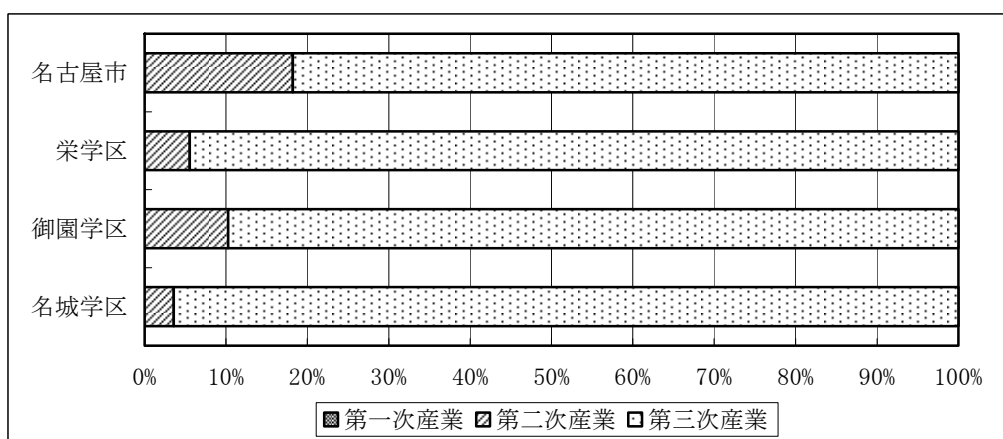
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、調査対象学区は、名古屋市よりも高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市，平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 1-4-4(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 1-4-4(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域がある中区の平成 24 年における土地利用の状況は、表 1-4-4 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 80% を占めているが、中区はさらにこの割合が高く、約 98% を占めている。

出典)「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 25 年)

表 1-4-4 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,845,387	68,896	73,522	1,466,896	79.5%	726	31,421	3,311	27,797	172,818
中 区	43,156	—	—	42,417	98.3%	—	—	—	721	18

注)1:平成24年1月1日現在

2:宅地率=宅地面積/総数×100

3:上記の数値は、固定資産課税台帳によって集計されたものであり、免税点以下の土地を含み、公衆用道路、保安林、学校用地等課税対象外の土地は含まれていない。

都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 1-4-5 に示すとおりであり、事業予定地及び調査対象区域は全域が商業地域に指定されている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 1-4-6 に示すとおりである。事業予定地及び調査対象区域は、全域が駐車場整備地区に指定されている。また、事業予定地の北側を通る広小路通は、広小路・大津通都市景観形成地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 1-4-7 に示すとおりである。調査対象区域は、商業系施設が多い地域であり、その中に住居施設、娯楽施設、教育施設及び公園・緑地等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)
「広小路・大津通都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)
「名古屋駅都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成 20 年)

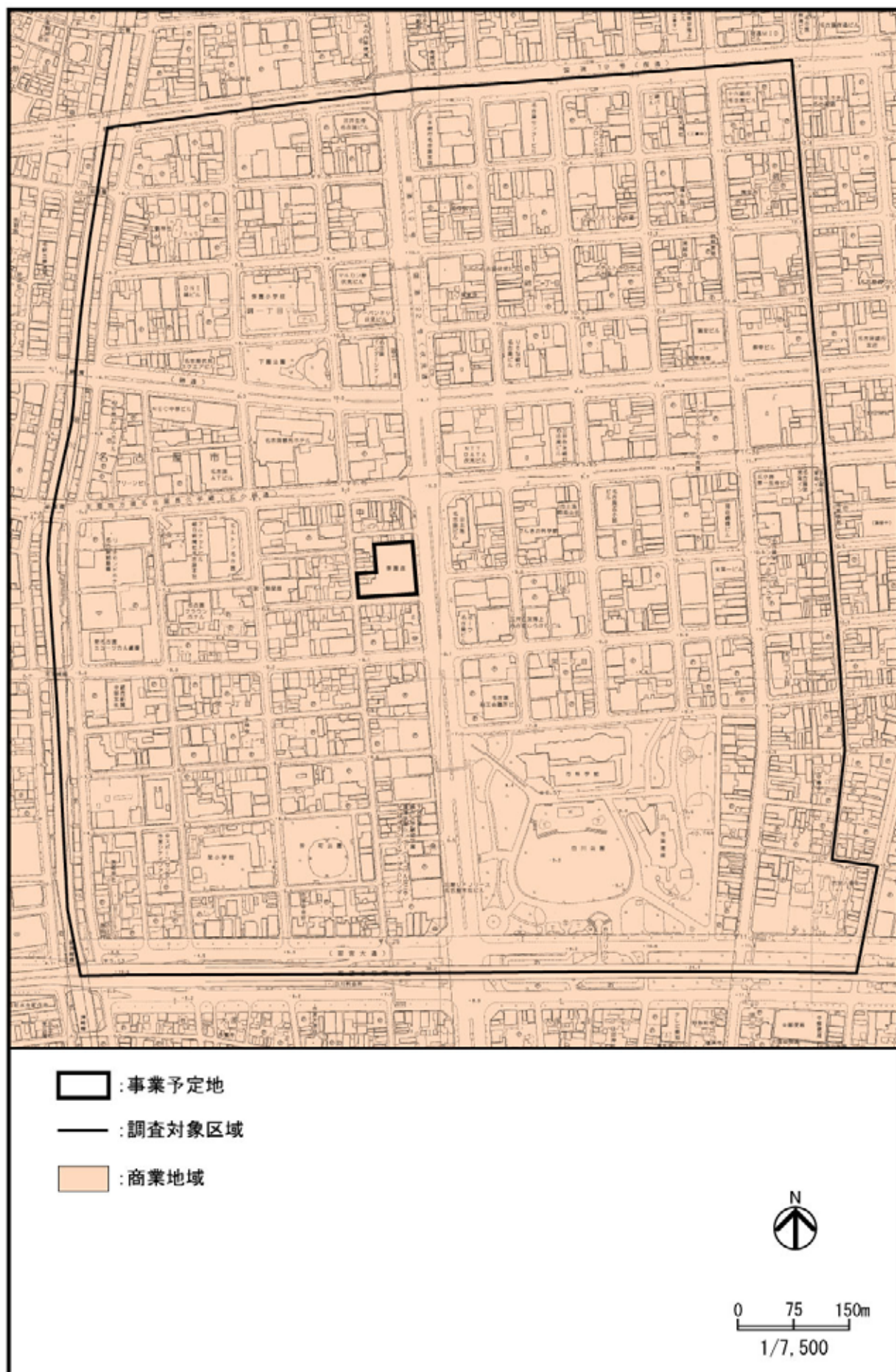


図 1-4-5 用途区分図

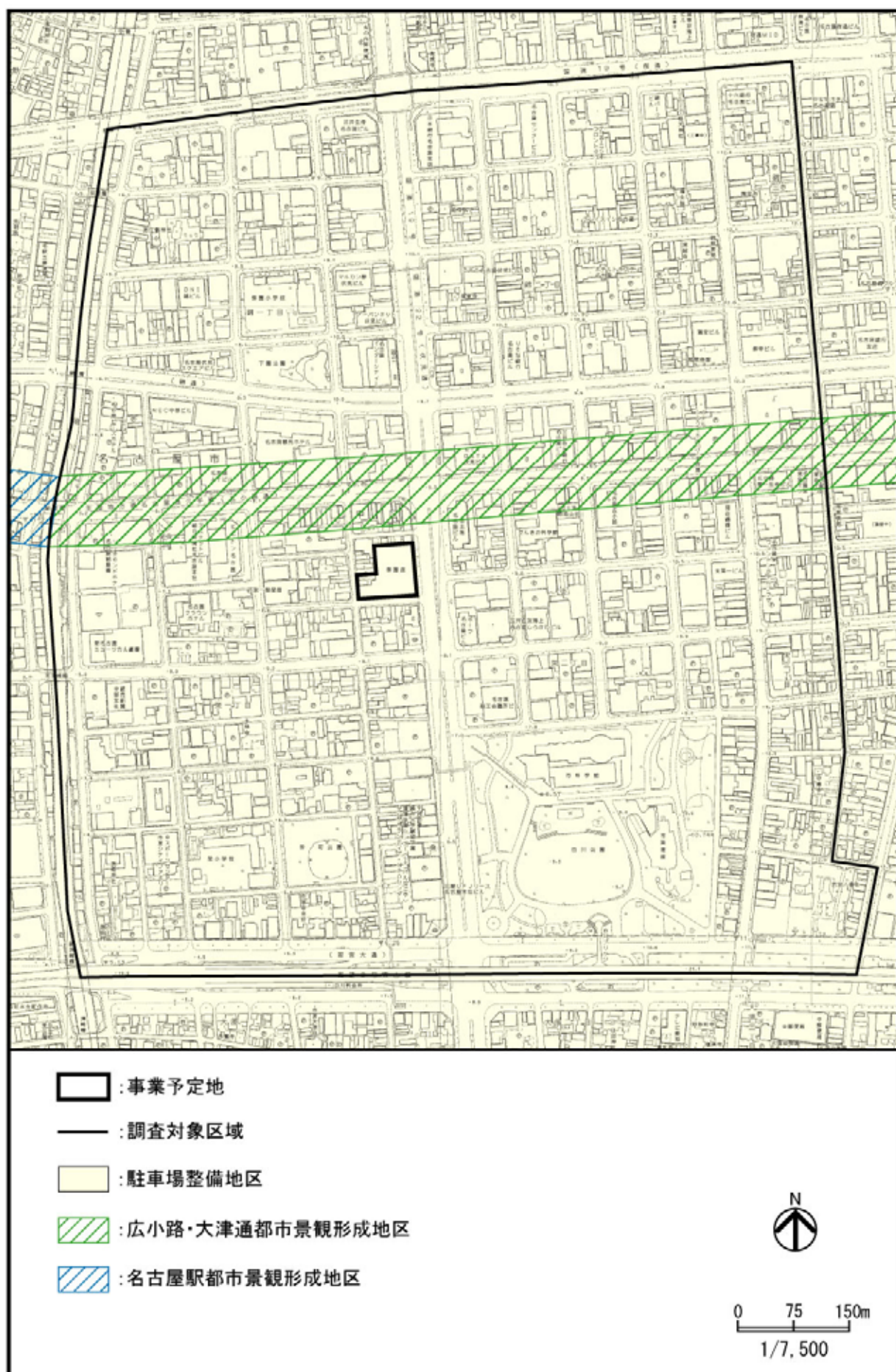


図 1-4-6 駐車場整備地区及び都市景観形成地区



図 1-4-7 建物用途の状況

周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺では、大規模な開発計画は確認されていない。

(3) 水域利用

揚水設備等が設置された井戸は、調査対象区域内に 14 本あり、取水深さは 25 ～ 621m の範囲である。

参考) 名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

交通網の状況

鉄道については、図 1-4-8 に示すとおりである。調査対象区域には、地下鉄の東山線、鶴舞線及び桜通線が通っている。事業予定地は、地下鉄伏見駅の南西側に位置している。

バス路線については、図 1-4-9 に示すとおりである。調査対象区域には、市バス、名鉄バス、JR 東海バス及び三重交通バスが通っている。

主要な道路網については、図 1-4-10 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速 1 号、一般国道の 19 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般市道の錦通線、長畝内田橋線、本町線及び矢場町線が通っている。

出典) 「中京圏鉄道網図」(愛知県, 平成 24 年)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中区」(ゼンリン)

「名古屋市交通量図 (平成 22 年度)」(名古屋市ホームページ)

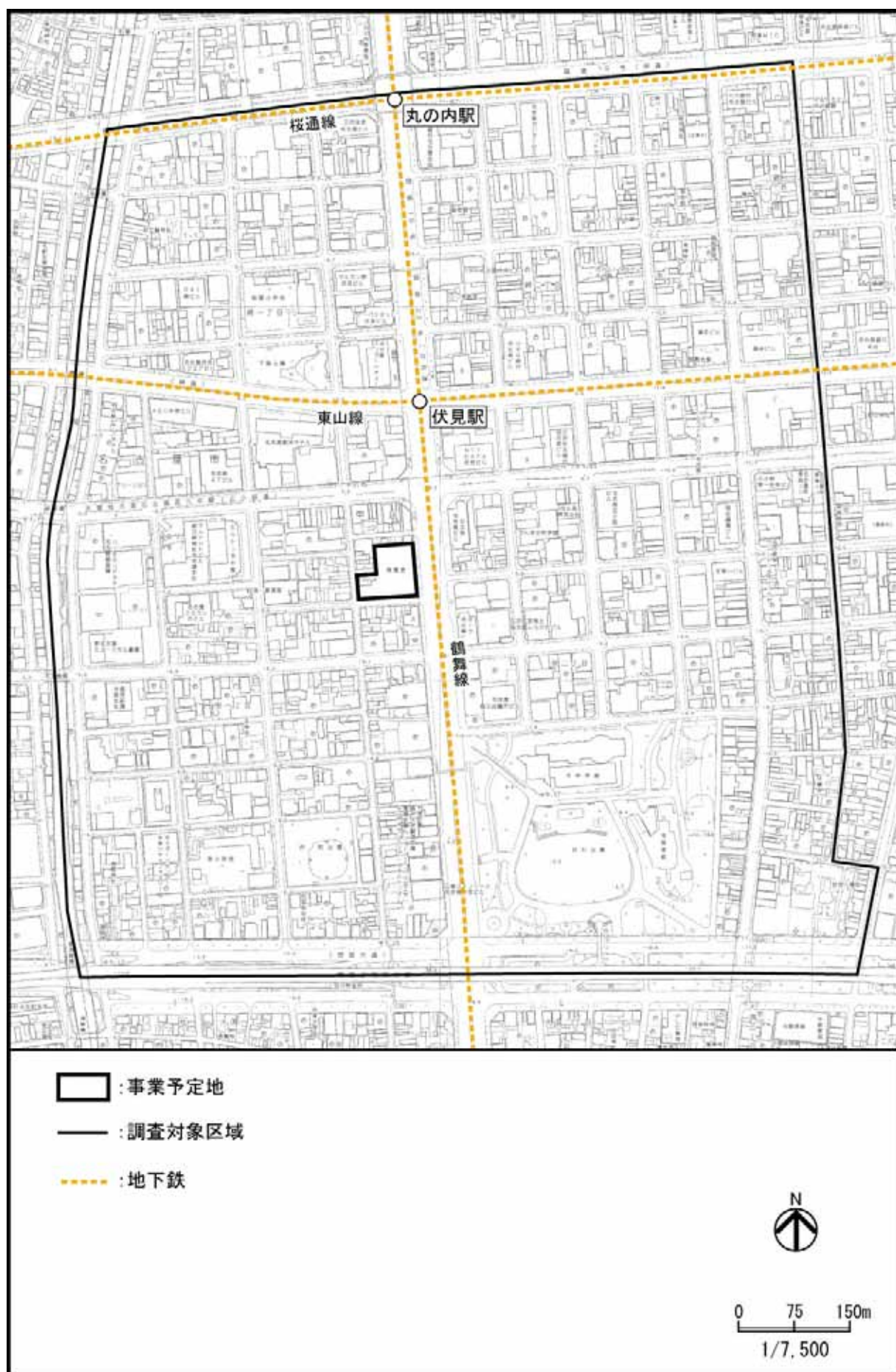


図 1-4-8 鉄道網図

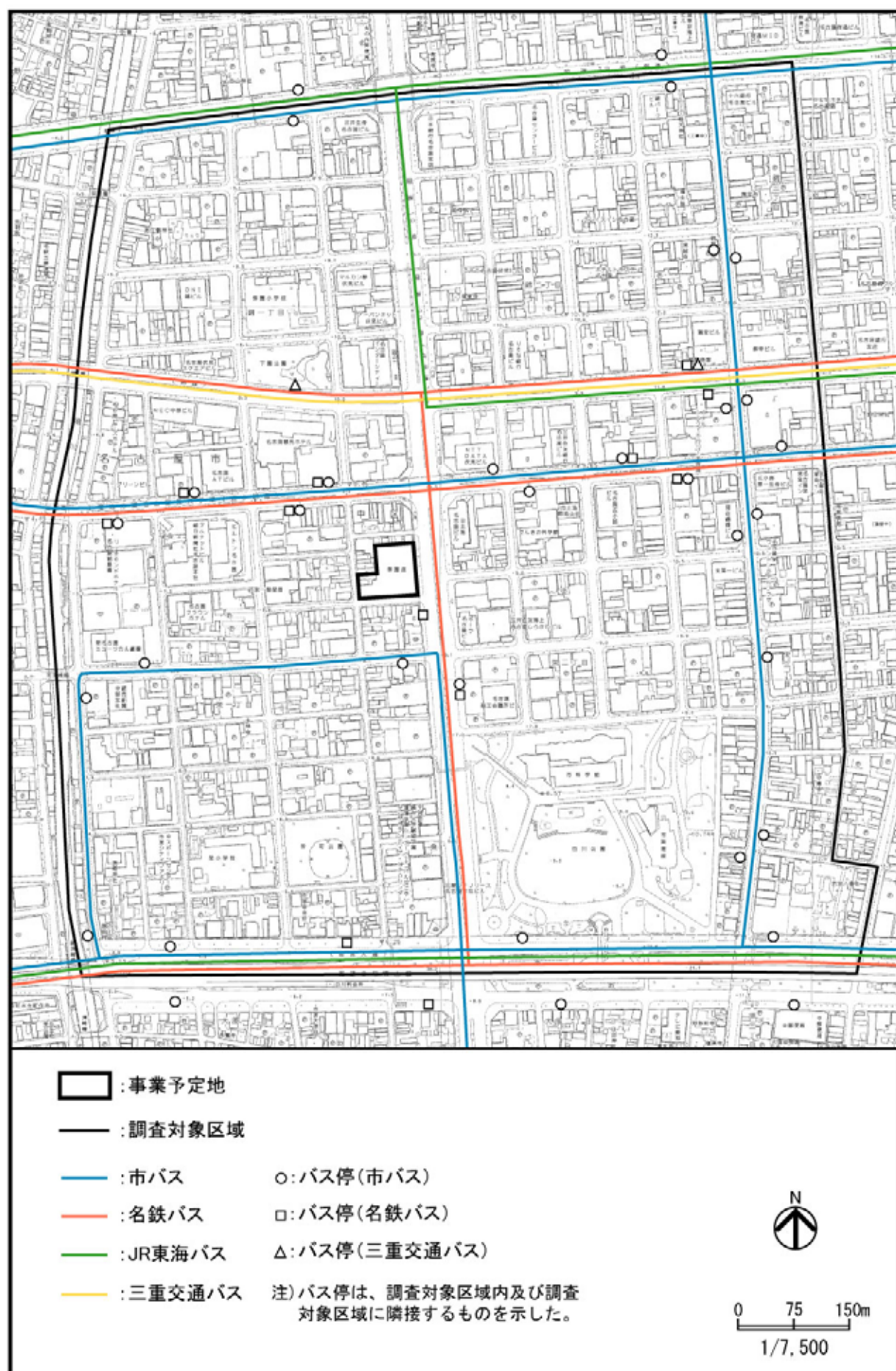


図 1-4-9 バス路線図



図 1-4-10 主要道路網図

道路交通状況

事業予定地周辺における 7～19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表 1-4-5、図 1-4-11 及び図 1-4-12 に示すとおりである。

調査対象区域における自動車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（№ ）が最も多く、平日で約 39,000 台/12 時間、休日で約 32,000 台/12 時間である。

調査対象区域における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋長久手線（№ ）が最も多く、平日で約 14,000 人/12 時間、休日で約 9,000 人/12 時間である。

調査対象区域における自転車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（№ ）が最も多く、平日で約 4,000 台/12 時間、休日で約 2,600 台/12 時間である。

出典）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)
主要県道	①	名古屋津島線	中区丸の内一丁目	26,390 (17,769)	6,687 (1,667)	1,782 (837)
	②	名古屋長久手線	中区栄一丁目	20,393 (16,151)	14,277 (8,971)	3,664 (1,947)
一般市道	③	矢場町線	中区大須二丁目	38,863 (32,470)	1,420 (1,997)	3,970 (2,610)
	④	長畝内田橋線	中区栄一丁目	6,288 (－)	1,731 (－)	888 (－)
	⑤	本町線	中区栄三丁目	10,727 (－)	2,174 (－)	1,621 (－)
都市高速道路	⑥	高速1号	中区大須二丁目	14,648 (12,044)	－	－

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。



図 1-4-11 自動車断面交通量



図 1-4-12 歩行者及び自転車断面交通量

公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 23 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、地下鉄伏見駅が約 1,500 万人、地下鉄丸の内駅が約 540 万人である。

出典)「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成 25 年)

表 1-4-6 駅別乗車人員

単位:人/年

地 下 鉄	
伏見駅	丸の内駅
14,716,119	5,430,520

(5) 地域社会等

学校、病院、コミュニティ施設等

調査対象区域には、図 1-4-13 に示すとおり、小学校が 2 箇所、専修学校が 1 箇所、文化施設が 7 箇所、病院が 1 箇所、商店街が 9 箇所及び地下街が 1 箇所ある。

また、調査対象区域には、図 1-4-14 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「病院名簿(平成 24 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「平成 24 年度版 社会福祉施設等名簿」(愛知県,平成 24 年)

「なごやの健康福祉 2012」(名古屋市ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「地域商業データの提供」(名古屋市ホームページ)

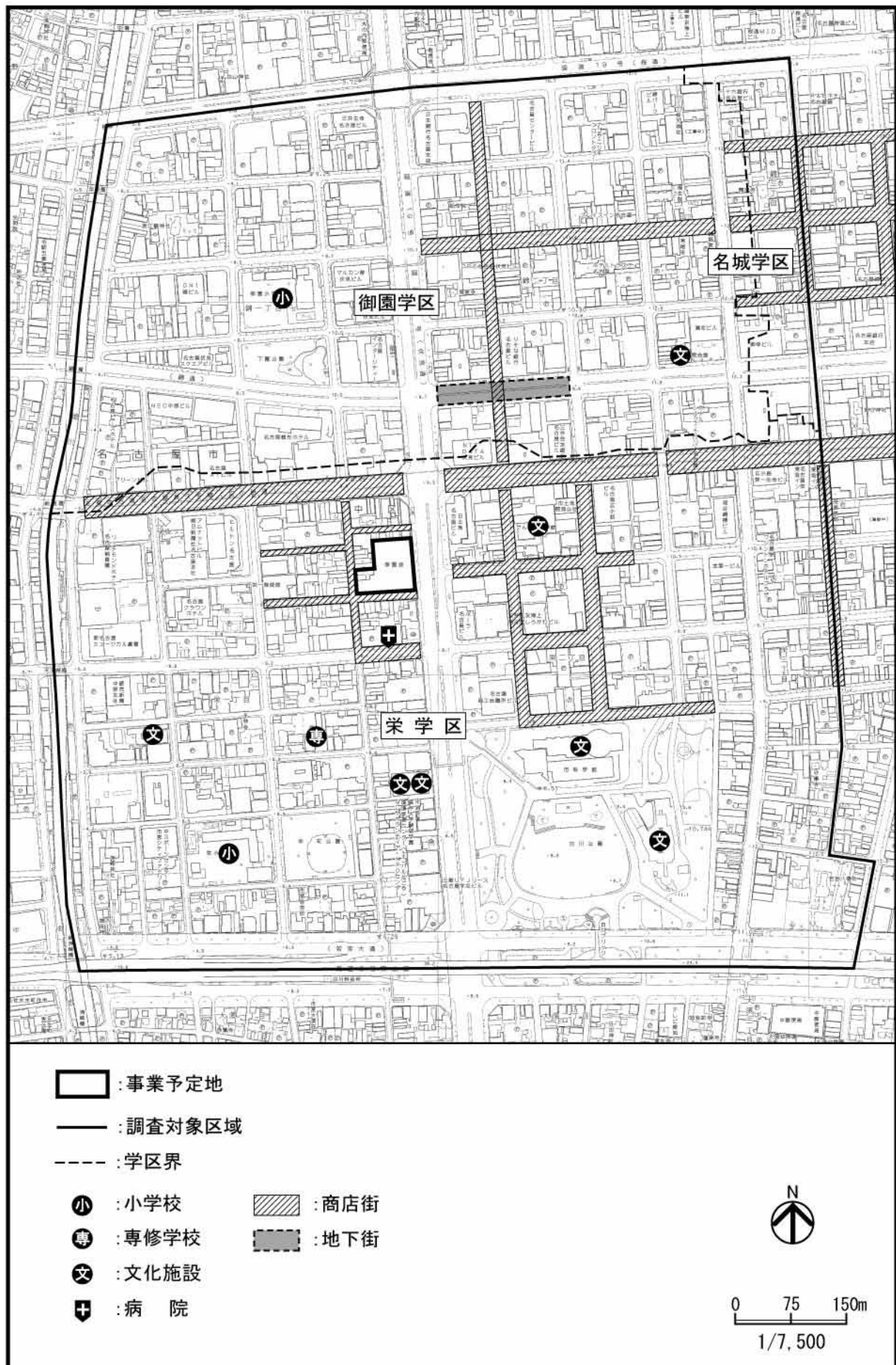


図 1-4-13 学校、病院、コミュニティ施設等位置図

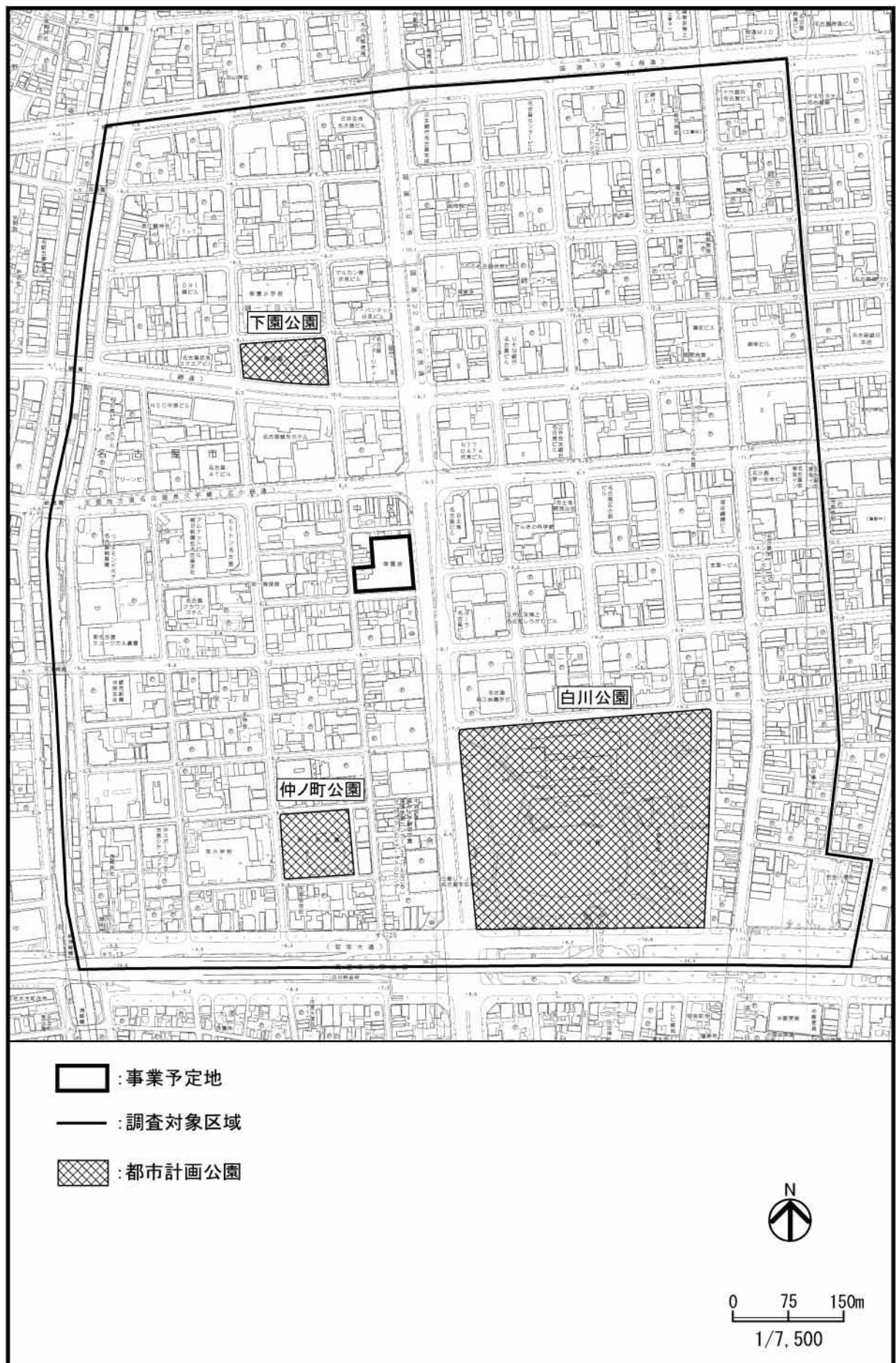


図 1-4-14 都市計画公園位置図

文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により規定された国登録文化財として、旧加藤商会ビルの 1 件がある。なお、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ホームページ）

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^注）は 99.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 25 年）

廃棄物等

名古屋市における平成 23 年度のごみ収集搬入量は 621,368 トンで、前年度と比べ約 0.1%減少している。

平成 23 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 1-4-7 に示すとおりである。

中区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源収集については、名古屋市とほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）の割合は名古屋市よりも高くなっている。

出典）「事業概要（平成 24 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-7 ごみ及び資源収集量（平成 23 年度）

単位:トン						
区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	390,649 (79.1%)	21,860 (4.4%)	8,120 (1.6%)	1,800 (0.4%)	71,491 (14.5%)	493,920 (100.0%)
中 区	15,757 (79.1%)	806 (4.0%)	245 (1.2%)	355 (1.8%)	2,750 (13.8%)	19,913 (100.0%)

注) () 内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア 環境基準等

(ア) 大気汚染（資料 2 - 1（資料編 p.26）参照）

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 2 - 2（資料編 p.28）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 2 - 3（資料編 p.29）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(I) 土壌汚染（資料 2 - 4（資料編 p.36）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 2 - 5（資料編 p.37）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(ア) 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 2 - 6（資料編 p.38）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料 2 - 7（資料編 p.42）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料 2 - 8（資料編 p.45）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm² を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な土地（3,000m²以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱事業者が、その設置している工場等の敷地において、500m²以上の土地の改変（掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更）をしようとするときは、「名古屋市環境保全条例」に基づき、土壤及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域、「名古屋市環境保全条例」に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域に指定されていない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照（資料 2 - 9（資料編 p.46）参照）

事業予定地北側の用途地域は商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化（資料 2 - 10（資料編 p.49）参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成15年名古屋市告示557号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)により、床面積2,000m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」(平成24年名古屋市告示第184号)に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kl以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年名古屋市条例第46号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省,平成23年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター,平成23年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域に指定されていない。

自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 1-4-15 に示すとおり、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域に指定されている。

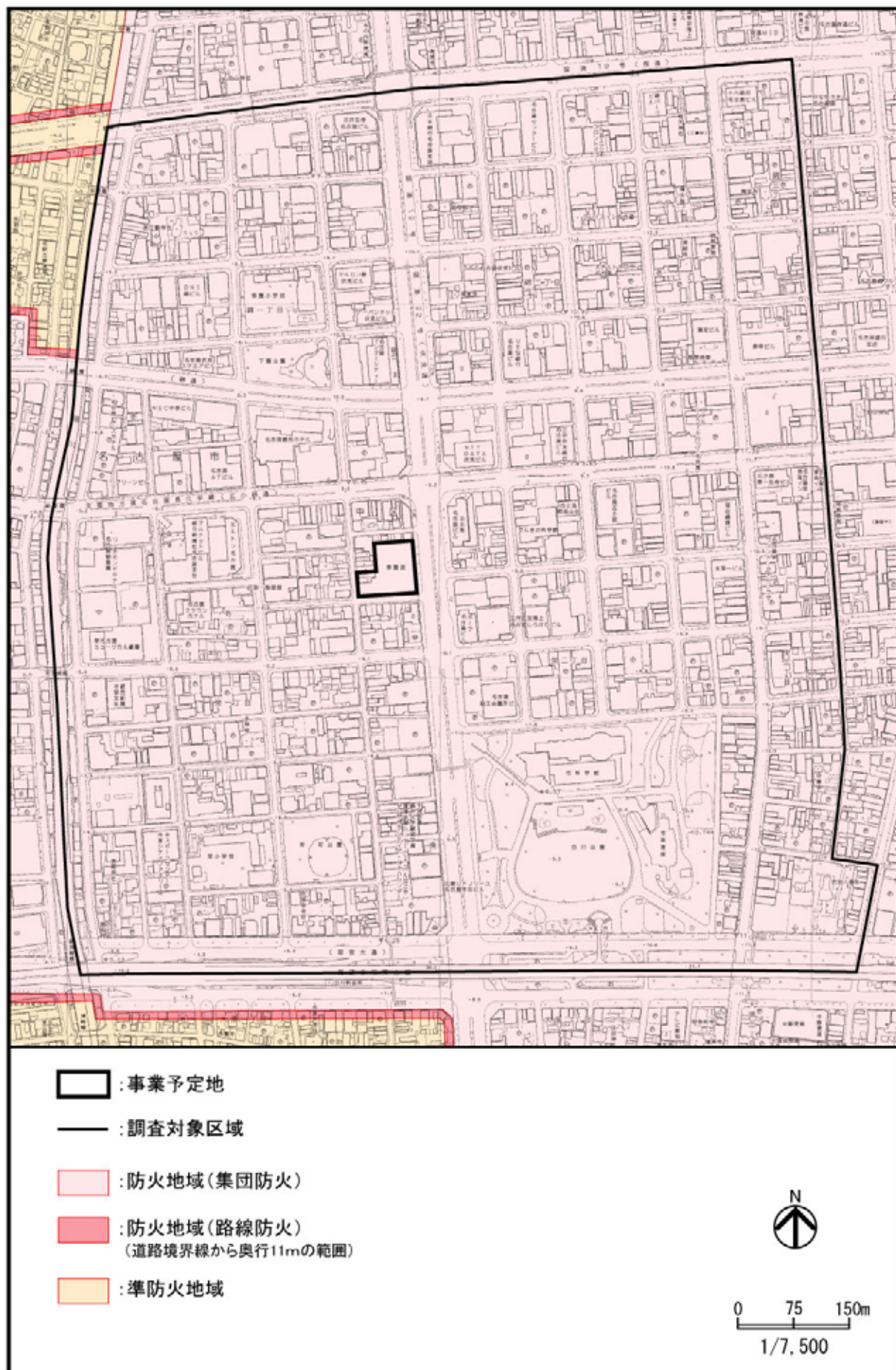


図 1-4-15 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 1-4-8 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表1-4-8 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横系」を通すこと、2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 1-4-16 に示すとおり、台地・段丘、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域の大部分は、台地・段丘に分類されており、西側の一部は低地に、南側の一部はその他に分類されている。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 1-4-17 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域の大部分は熱田層であり、西側の一部は現河床堆積物である。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

地 盤

調査対象区域には、国土地理院の水準点が 1 箇所、名古屋市の水準点が 2 箇所及び名古屋港管理組合の水準点が 1 箇所ある。

平成 23 年度の測量結果では、1～2 mm の沈下を示している。

出典）「平成 23 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 24 年）

土壌汚染

事業予定地の地歴について、御園座は明治 30 年に開場した。昭和 20 年及び昭和 36 年の二度にわたる劇場焼失を経て、昭和 38 年に現在の御園座会館が竣工した。御園座開場前及び焼失中において、特定有害物質を取り扱った工場の設置は確認されていない。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている高圧コンデンサが存在するが、適切に管理しており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

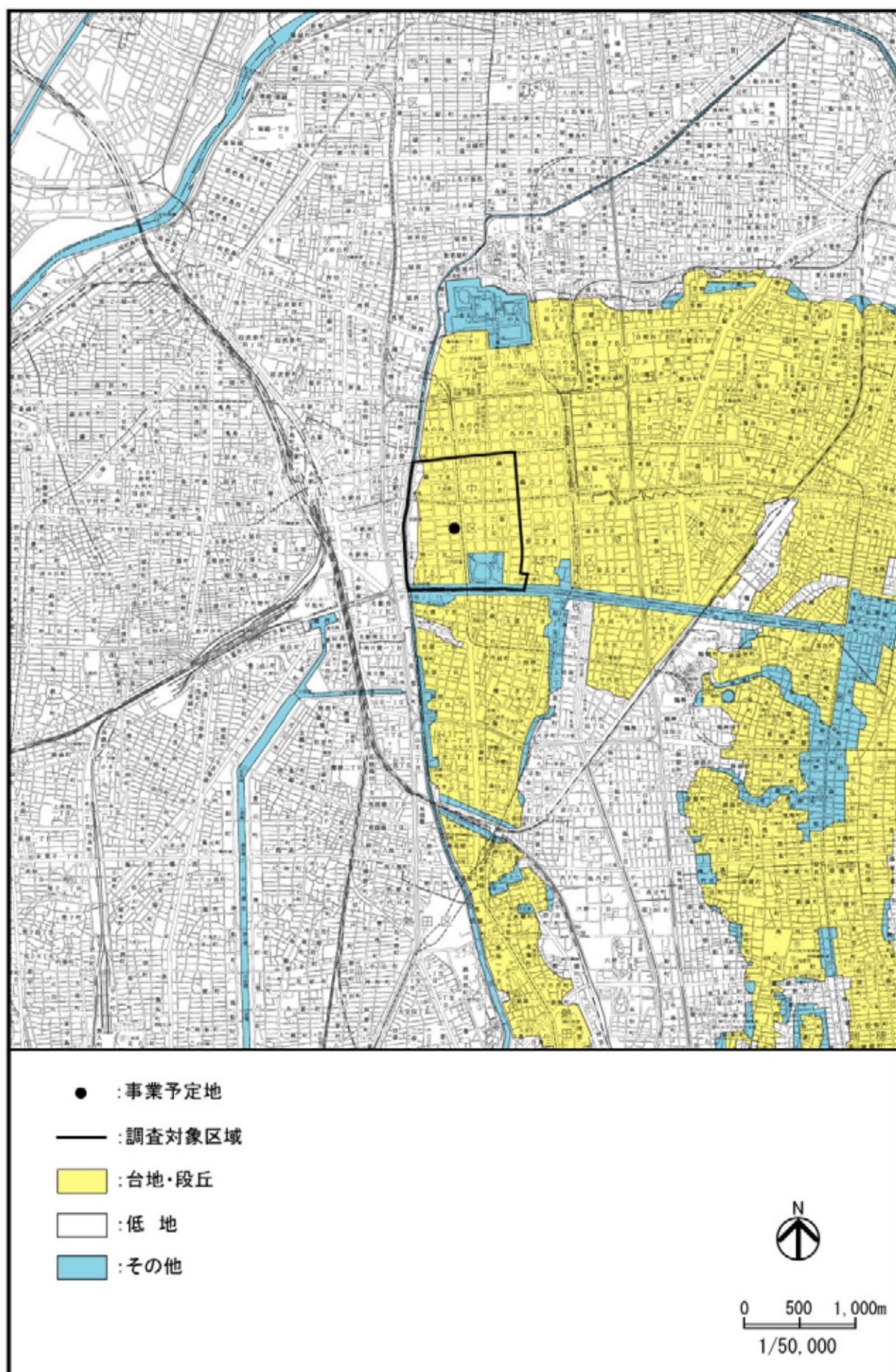


図 1-4-16 地形図

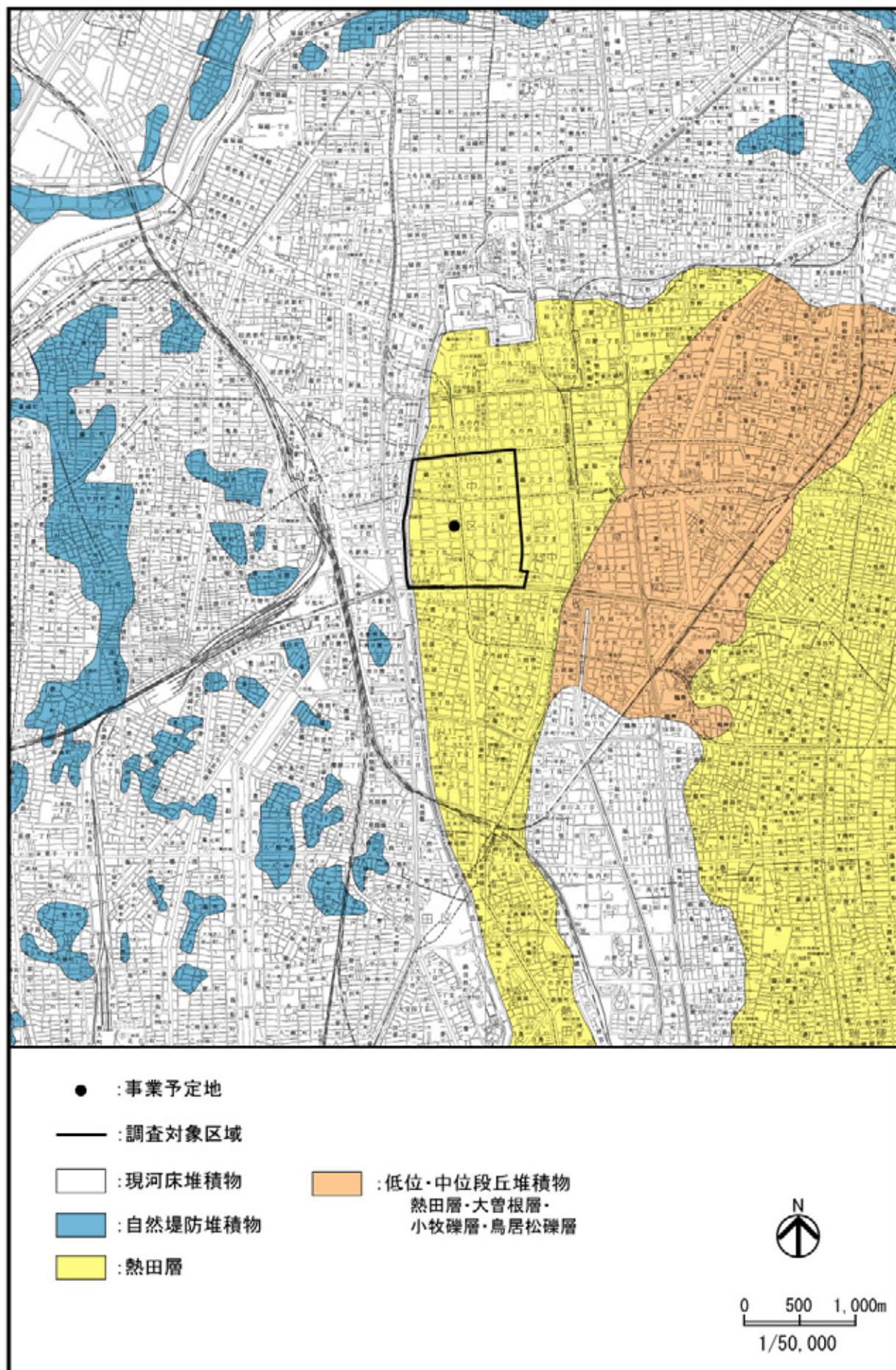


図 1-4-17 表層地質図

(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域は堀川流域内にあり、調査対象区域西側には堀川が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市,平成13年)

水 質

平成24年度に実施された堀川3地点(猿投橋・小塩橋・港新橋)におけるpH、DO及びBODの調査結果によると、pHは3地点とも環境基準及び環境目標値に適合している。DOは猿投橋及び港新橋が環境基準及び環境目標値に、小塩橋が環境基準に適合している。BODは猿投橋が環境基準に適合している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

底 質

平成24年度に実施された堀川(港新橋)における総水銀及びPCBの調査結果によると、両項目とも暫定除去基準の値を下回っている。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

地下水

平成20～24年度に実施された中区における地下水調査結果によると、表1-4-9に示すとおり、平成24年度において環境基準に適合していない地点が5地点ある。

なお、調査対象区域では、平成20年度、21年度、24年度に中区錦三丁目、平成23年度、24年度に中区栄三丁目調査が行われている。平成24年度の調査では、環境基準に適合していない地点が中区錦三丁目4地点、中区栄三丁目1地点ある。

出典)「平成20～24年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-9 地下水調査結果における環境基準適合状況(中区)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
調査地点数	3	11	1	3	19
環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	5

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 19～23 年度）の年間平均気温は 16.3 、年平均降水量は 1,645 mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の常監局である中村保健所及びテレビ塔における過去 5 年間（平成 19～23 年度）の風向・風速の測定結果は、表 1-4-10 に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 2.9m/s、中村保健所が 2.2m/s、テレビ塔が 2.1m/s（75m）及び 3.7m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成 19～23 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 20～24 年）

表 1-4-10 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 19～23 年度））

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.4	3.2	2.6	2.7	2.7	2.8	2.5	2.6	2.8	3.0	3.3	3.5	2.9
常 監 局	中村保健所	最多風向	NW	NW	SE	SE	SSE	WNW NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
	平均風速	2.7	2.5	1.9	1.9	1.8	2.0	1.8	2.0	2.2	2.2	2.5	2.6	2.2
	テレビ塔 (75m)	最多風向	N	N	NNE	NW SW SSW N CALM	SSW	NNE	NNE	N	N	N NW	N	N
	平均風速	2.4	2.1	1.6	1.5	1.5	1.8	2.0	2.2	2.3	2.5	2.6	2.6	2.1
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	SE SSE	SE SSE	SE NNW	NNW	N	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	4.5	4.0	3.0	3.3	3.0	3.5	3.1	3.4	3.7	4.1	4.6	4.7	3.7

注) テレビ塔は、塗装工事のため平成24年2月～平成24年3月まで測定を休止した。

大気質

調査対象区域に常監局は存在しない。最寄りには、一般局である中村保健所、自排局であるテレビ塔がある。

これらの測定局の位置は、図 1-4-18 に示すとおりである。

出典）「平成 24 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ホームページ）

「平成 24 年度 ダイオキシン類調査結果について」（名古屋市ホームページ）



ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 24 年度における測定結果は、表 1-4-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 1-4-11 二酸化硫黄測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が0.04ppm を超えた日数とその 割合				
	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
テレビ塔	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.005	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 24 年度における測定結果は、表 1-4-12 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 1-4-12 二酸化窒素測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比		1時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
		日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合				
	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
中村保健所	0.017	0	0.0	0.078	0.035	○
テレビ塔	0.020	0	0.0	0.071	0.039	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

ウ 一酸化炭素

一酸化炭素は、市内 2 局（一般局 1 局（千種区）及び自排局 1 局（南区））で測定が行われている。平成 24 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

エ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成24年度における測定結果は、表1-4-13に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 1-4-13 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	0.017	0	0.0	0	0.0	0.097	0.048	○
テレビ塔	0.018	1	0.0	0	0.0	0.246	0.045	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成24年度における測定結果は、表1-4-14に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 1-4-14 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の 1時間値の 年平均値	環境基準との対比		昼間の 1時間値 の最高値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合			
	(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
中村保健所	0.029	205	3.8	0.115	×
テレビ塔	0.027	166	3.2	0.088	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

カ 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、市内 8 局（一般局 4 局（昭和区・中川区・南区）及び自排局 4 局（北区・港区・南区））で測定が行われている。平成 24 年度における測定結果は、表 1-4-15 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定局はない。

表 1-4-15 微小粒子状物質測定結果

測定局	年平均値	環境基準との対比		日平均値の 98パーセ ンタイル値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
		日平均値が35 μg/m³を 超えた日数とその割合			
	(μg/m³)	(日)	(%)	(μg/m³)	
滝川小学校	14.9	8	2.2	35.1	×
八幡中学校	16.1	17	4.9	39.9	×
富田支所	15.8	9	2.5	36.3	×
白水小学校	17.0	10	2.8	40.7	×
上下水道局北営業所	16.3	10	2.8	37.3	×
港 陽	15.8	9	2.5	36.8	×
千 竈	15.3	5	1.7	31.7	×
元塩公園	18.9	21	5.9	50.0	×

注)1:環境基準は、「年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間の1日平均値の年間平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから98%に相当する値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

キ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区（2 地点）・北区）における平成 24 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.2 \sim 1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.57 \sim 2.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.20 \sim 0.94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $3.5 \sim 7.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・瑞穂区・港区・守山区）における平成 24 年度の年平均値は $0.024 \sim 0.049\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 21 年度の調査結果は、表 1-4-16 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、中区栄二丁目では昼間 65dB、夜間 62dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していない。中区錦二丁目では昼間 59dB、夜間 57dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-4-19 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%の順となっている。

出典）「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 21 年度）」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-16 環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	等価騒音レベル(L_{Aeq})		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
中区栄二丁目	商業地域	65	62	60以下	50以下
中区錦二丁目		59	57		

単位: dB

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

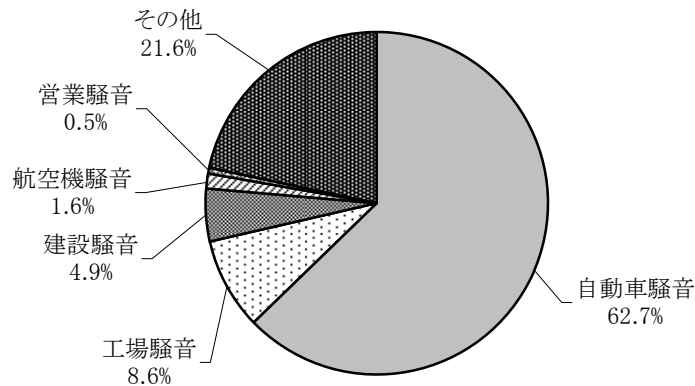


図 1-4-19 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通騒音調査結果は、表 1-4-17 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は 66～68dB、夜間は 63～66dB の範囲にある。

また、調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表 1-4-18 に、調査路線は図 1-4-20 に示すとおりである。これによると、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、63～99%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」
（名古屋市ホームページ）

表 1-4-17 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	66	63	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	68	66	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	68	64	272	13	5%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 1-4-18 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始 点	終 点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
国道19号	中区 門前町	中区 栄二丁目	566	448	92	0	26	79%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	342	338	4	0	0	99%
	中区錦 二丁目	東区 東桜二丁目	1,022	988	31	0	3	97%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	32	20	1	0	11	63%
県道名古屋津島線	中区 錦二丁目	中村区 名駅一丁目	250	224	26	0	0	90%
県道名古屋長久手線	中村区 名駅南一丁目	中区 栄二丁目	153	131	22	0	0	86%
	中区 栄二丁目	中区 新栄二丁目	698	564	134	0	0	81%
市道矢場町線 (市道高速1号)	中村区 名駅南三丁目	中区 千代田五丁目	1,263	1,247	10	0	6	99%
市道錦通線	中村区 名駅一丁目	中区 錦三丁目	181	168	2	0	11	93%
市道本町線	中区 丸の内三丁目	中区 大須三丁目	906	885	19	0	2	98%

注)面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数



振 動

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通振動調査結果は、表 1-4-19 に、調査路線は前掲図 1-4-20 に示すとおりである。これによると、振動レベル(L_{10}) は 30～40dB の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 19 年度・平成 20 年度)」
(名古屋市ホームページ)

表 1-4-19 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	30	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	38	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	40	272	13	5%

注1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

悪 臭

平成 23 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 404 件あり、公害苦情処理件数総数 1,691 件の約 24%を占めている。また、中区では総数 89 件のうち 15 件(約 17%)が、悪臭に関する苦情処理件数である。

出典)「平成 24 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市，平成 24 年)

温室効果ガス等

名古屋市における平成 22 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 1-4-21 に示すとおりである。これによると、最も多いのは工場・その他の 27.7%、次いでオフィス・店舗等の 24.2%、家庭の 20.7%の順となっている。

また、調査対象区域には、平成 19 年 1 月から二酸化炭素を測定している測定局として科学館(中区)があり、平成 24 年度の測定結果は 422ppm であった。このほか名古屋市内には、二酸化炭素の測定局として 1 局(農業センター(天白区))、フロンの測定局として 2 局(環境科学研究所(南区)及び愛知カンツリー倶楽部(名東区))ある。これらの測定局における測定結果は、図 1-4-22 及び図 1-4-23 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは増加傾向にある。フロンについては、平成 5 年度まで減少傾向にあり、平成 6 年度以降は横ばいである。なお、平成 16 年度以降、フロンの測定は実施されていない。

出典)「2010 年温室効果ガス排出量の調査結果について」(名古屋市ホームページ)
「平成 24 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市，平成 17 年)

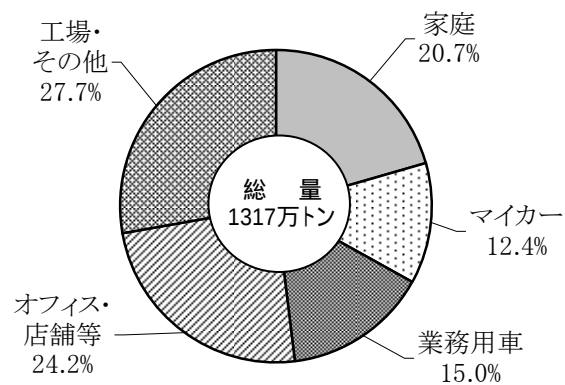
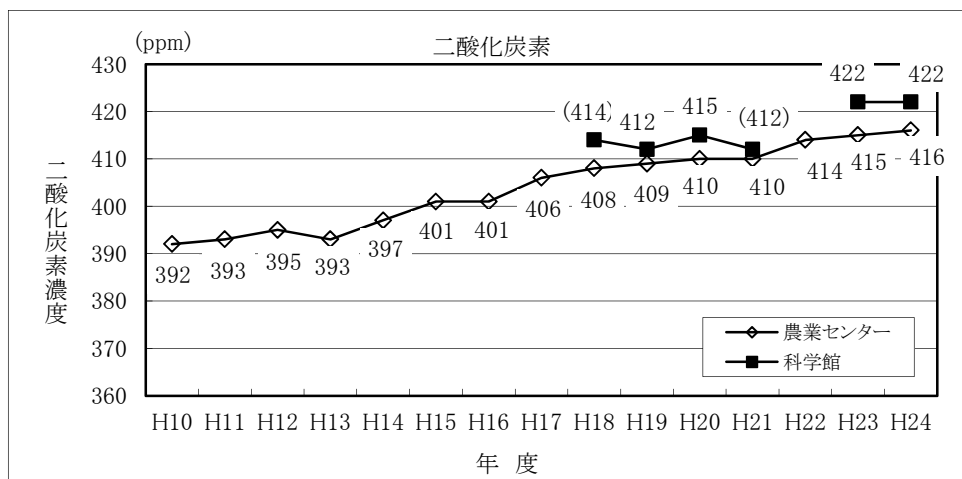


図 1-4-21 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中より測定を中断しているため、H18年度及びH21年度は()とした。なお、H22年度は、科学館において測定は行われていない。

図 1-4-22 二酸化炭素濃度年平均値の推移

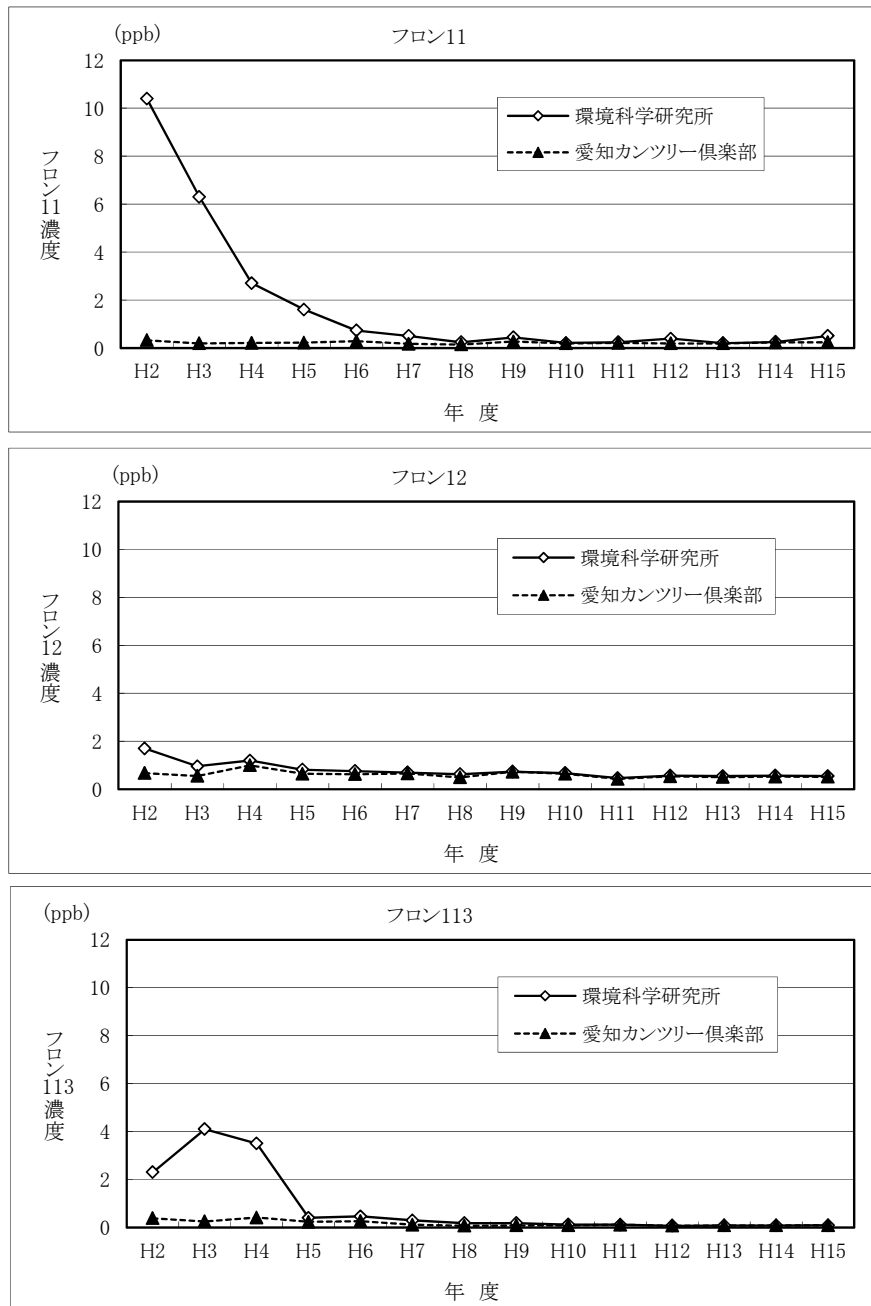


図 1-4-23 フロン濃度年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっており、都市公園等において、スズメやアブラゼミなど一般的に確認される種が生息する程度である。

植 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

生態系

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地が位置する伏見駅周辺は、広小路通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、日土地名古屋ビルやNTT DATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、休憩等に利用される都市公園がある程度である。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細 区 分	
工 事 中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存 在 ・ 供 用 時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	新建築物の供用	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新建築物関連車両の走行	温室効果ガスの排出、交通安全への影響

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 1-5-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1-5-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1-5-3 に、選定しなかった理由は表 1-5-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 1-5-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	新現況建築物の解体及び建設	掘削等の土工	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	新建築物の存在	新建築物の供用	新建築物関連車両の走行
A 大気質	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	-
	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
B 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	-
C 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-
E 悪 臭	-	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	-	-	-	-	-	-	-	-
G 地下水	-	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-	-
I 地 盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
J 土 壌	-	-	-	-	-	-	-	-
K 植 物	-	-	-	-	-	-	-	-
L 動 物	-	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	-	-	-	-	-	-	-	-
N 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との触れ合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	-	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	廃棄物等	●	●	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
S 風 害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
T 日照障害	日 影	-	-	-	-	●	-	-
U 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
V 地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 1-5-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
I 地 盤	工事中	・掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
N 景 観	存在時	・新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	・現況施設の解体、掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・新建築物の供用に伴い発生する事業系及び家庭系廃棄物による影響が考えられる。
R 温 室 効 果 ガス等	工事中	・新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・新建築物の供用及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
S 風 害	存在時	・新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
T 日照障害	存在時	・新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
U 電波障害	存在時	・新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
W 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	・新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 1-5-4(1) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
A 大気質	供用時	・大規模な熱源施設は設置しない。 ・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えられる。
B 騒 音	供用時	・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う騒音による影響は小さいと考えられる。
C 振 動	供用時	・新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う振動による影響は小さいと考えられる。
D 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・廃棄物保管庫からの排気については、必要に応じて脱臭装置を設け、建物外部への臭気漏洩防止に努めることから、影響は小さいと考えられる。
F 水質・底質	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
G 地下水	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
H 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な土地の改変は行わない。
J 土 壌	工事中	・事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しないと考えられる。 ・過去に現況施設において使用されていた特定有害物質（PCB）については、適切な保管がなされており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。
	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。

表 1-5-4(2) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
K 植 物	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。 ・事業予定地には緑地はなく、その周辺も中高層ビルが建ち並ぶ、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。
L 動 物		
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への改変等を行わない。 ・人と自然との触れ合いの活動の場は、事業予定地から200m以上離れていることから、この人と自然との触れ合いの活動の場の利用特性の変化及び環境に与える影響の程度は小さいと考えられる。
P 文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、本事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
V 地域分断	工事中 存在時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等を行わない。